

令和 7 年度 障害福祉サービス事業者自主点検表

【 短期入所・共生型短期入所 】

事業所番号			
事業種別 (プルダウンで選択してください)	短期入所・共生型短期入所	指定年月日	
事業所の名称			
事業所の所在地	〒 川越市		
電話番号		e-mail	
開設法人の名称			
開設法人の代表者名			
管理者名			
記入者名		記入年月日	

川越市福祉部指導監査課
電話番号：049-224-6237 e-mail:shidokansa★city.kawagoe.lg.jp
(@部分を「★」と表示しています。)

自主点検表記入要領

1 自主点検表の対象

利用者に適切な障害福祉サービスを提供するためには、事業者自らが自主的に事業の運営状況を点検し、人員、設備及び運営に関する基準が守られているか常に確認することが必要です。

そこで市では、障害福祉サービス事業者ごとに、法令及び関係通知等を基に、自主点検表を作成し、運営上の必要な事項について、自主点検をお願いし、市が行う事業者指導と有機的な連携を図ることとしました。

2 記入方法

- (1) 毎年定期的に実施するとともに、事業所への運営指導が行われるときは、他の関係書類とともに、市へ提出してください。なお、この場合、控えを必ず保管してください。
- (2) 複数の職員で検討のうえ点検してください。
- (3) 点検結果については、実施後3年間の保管をお願いします。
- (4) 「はい・いいえ」等の判定については、プルダウン方式により選択するか、手書き等により○で囲ってください。
- (5) 判定について該当する項目がないときは、「該当なし」を選択又は記入してください。
- (6) 人員、設備及び運営に関する基準については「川越市指定障害福祉サービス事業等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例」、「川越市指定障害福祉サービス事業等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則」、「川越市障害福祉サービス事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例」及び「川越市障害福祉サービス事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則」で定められていますが、自主点検表においては厚生労働省令の該当箇所を根拠法令に記載している場合があります。

法令等（根拠法令の欄は、下記を参照してください）

略 称	名 称
法	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年11月7日法律第123号）
施行規則	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則（平成18年2月28日厚生労働省令第19号）
平成24年条例38	川越市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準を定める

	条例（平成24年12月21日条例第38号）
平24条例40	川越市障害福祉サービスの事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年12月21日条例第40号）
平25規則26	川越市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則（平成25年3月29日規則第26号）
平25規則28	川越市障害福祉サービスの事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則（平成25年3月29日規則第28号）
平18厚労令171	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第171号）
平18厚労令174	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第174号）
区分省令	障害支援区分に係る市町村審査会による審査及び判定の基準等に関する省る市町村審査会による審査及び判定の基準等に関する省令（平成26年厚生労働省令第5号）
基準解釈通知	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準について（平成18年障発第1206001号厚生労働省社会・援護局障害福祉部長通知）
障害者虐待防止法	障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（平成23年6月24日法律第79号）
平18厚労告523	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成18年厚生労働省告示第523号）
報酬留意事項通知	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準等の制定に伴う実施上の留意事項について（平成18年10月31日 障発第1031001号）
平18厚労告543	厚生労働大臣が定める基準（平成18年9月29日厚生労働省告示第543号）
平18厚労告544	指定障害福祉サービスの提供に係るサービス管理を行う者として厚生労働大臣が定めるもの等（平成18年9月29日厚生労働省告示第544号）
平18厚労告548	厚生労働大臣が定める者（平成18年9月29日厚生労働省告示第548号）
平18厚労告550	厚生労働大臣が定める利用者の数の基準、従業者の員数の基準及び営業時間の時間数並びに所定単位数に乘じる割合並びにこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める利用者の数の基準及び従業者の員数の基準並びに所定単位数に乘じる割合（平成18年9月29日厚生労働省告示第550号）
平18厚労告551	厚生労働大臣が定める施設基準並びにこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める施設基準（平成18年9月29日厚生労働省告示第551号）
平18厚労告556	厚生労働大臣が定める者並びにこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める者（平成18年9月29日厚生労働省告示第556号）
平24厚労告268	厚生労働大臣が定める送迎並びにこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める送迎（平成24年3月30日厚生労働省告示第268号）

自主点検項目	自主点検のポイント		点検結果	根拠法令等									
第1－1 基本方針													
1 基本方針	短期入所サービスは、利用者の身体その他の状況及びその置かれている環境に応じて入浴、排せつ及び食事の介護、その他の必要な保護を適切かつ効果的に行うものとなっていますか。		はい・いいえ	平25規則26第79条 平18厚労令171第114条									
第1－2 人員に関する基準													
1 用語の定義	<p>○ 「常勤換算方法」</p> <p>障害福祉サービス事業所の従業者の勤務延べ時間数を当該事業所において常勤の従業者が勤務すべき時間数（週32時間を下回る場合は週32時間を基本とする。）で除することにより、当該事業所の従業者の員数を常勤の従業者の員数に換算する方法をいうものです。この場合の勤務延べ時間数は、当該事業所の指定に係る事業のサービスに従事する勤務時間の延べ数です。</p> <p>ただし、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（昭和47年法律第113号）第13条第1項に規定する措置（以下「母性健康管理措置」という。）又は育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成3年法律第76号。以下「育児・介護休業法」という。）第23条第1項、同条第3項若しくは同法第24条に規定する所定労働時間の短縮等の措置若しくは厚生労働省「事業場における治療と仕事の両立支援のためのガイドライン」に沿って事業者が自主的に設ける所定労働時間の短縮措置（以下「育児・介護及び治療のための所定労働時間の短縮等の措置」という。）が講じられている場合、30時間以上の勤務で、常勤換算方法での計算に当たり、常勤の従業者が勤務すべき時間数を満たしたものとし、1として取り扱うことと可能とします。</p> <p>○ 「常勤」</p> <p>障害福祉サービス事業所における勤務時間が、当該事業所において定められている常勤の従業者が勤務すべき時間数（週32時間を下回る場合は32時間を基本とする。）に達していることをいうものです。ただし、母性健康管理措置又は育児、介護及び治療のための所定労働時間の短縮等の措置が講じられている者については、利用者の処遇に支障がない体制が事業所として整っている場合は、例外的に常勤の従業者が勤務すべき時間数を30時間として取り扱うことを可能とします。</p> <p>当該事業所に併設される事業所（同一敷地内に所在する又は道路を隔てて隣接する事業所をいう。ただし、管理者について、管理上支障がない場合は、その他の事業所を含む。）の職務であって、当該事業所の職務と同時並行的に行われることが差し支えないと考えられるものについては、それぞれに係る勤務時間の合計が常勤の従業者が勤務すべき時間に達していれば、常勤の要件を満たすこととします。</p> <p>例えば、一の指定障害福祉サービス事業者によって行われる指定共同生活援助事業所と指定生活介護事業所が併設されている場合、当該指定共同生活援助事業所の管理者と当該指定生活介護事業所の管理者とを兼務している者は、これらの勤務時間の合計が所定の時間に達していれば、常勤要件を満たすこととなります。</p> <p>また、人員基準において常勤要件が設けられている場合、従事者が労働基準法（昭和22年法律第49号）第65条に規定する休業（以下「産前産後休業」という。）、母性健康管理措置、育児・介護休業法第2条第1号に規定する育児休業（以下「育児休業」という。）、同条第2号に規定する介護休業（以下「介護休業」という。）、同法第23条第2項の育児休業に関する制度に準ずる措置又は同法第24条第1項（第2号に係る部分に限る。）の規定により同項第2号に規定する育児休業に関する制度に準じて講ずる措置による休業（以下「育児休業に準ずる休業」という。）を取得中の期間において、当該人員基準において求められる資質を有する複数の非常勤の従業者の員数に換算することにより、人員基準を満たすことが可能とします。</p> <p>○ 「専ら従事する」「専ら提供に当たる」</p> <p>原則として、サービス提供時間帯を通じて当該サービス以外の職務に従事しないことをいうものです。この場合のサービス提供時間帯とは、当該従業者の当該事業所における勤務時間をいうものであり、当該従業者の常勤・非常勤の別を問いません。</p> <p>○ 利用者の状況を記入してください。</p>			基準解釈通知第2・2(1) 基準解釈通知第2・2(3) 基準解釈通知第2・2(4)									
2 利用者の状況		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月

自主点検項目	自主点検のポイント											点検結果	根拠法令等																									
	前年度																																					
	開所日																																					
	平均利用者数											人																										
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月																									
	当年度																																					
	開所日																																					
	平均利用者数											人																										
※ 報酬算定上満たすべき従業者の員数又は加算等若しくは減算の算定要件を算定する際の利用者数は、当該年度の前年度の平均を用いる（ただし、新規開設又は再開の場合には推定数による）。この場合、利用者数の平均は、前年度の全利用者の延べ数を当該前年度の開所日数で除した数とする（小数点第2位以下を切り上げる）。（報酬告示第二の1(通則)(5)を参照）	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="13">(令和 年 月 日現在)</th> </tr> <tr> <th>サービス種別</th> <th>定員</th> <th>現員 (契約者数)</th> <th>前年度 延べ利用者数</th> <th>前年度 開所日数</th> <th>前年度 平均利用者数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(共生型) 短期入所</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>													(令和 年 月 日現在)													サービス種別	定員	現員 (契約者数)	前年度 延べ利用者数	前年度 開所日数	前年度 平均利用者数	(共生型) 短期入所					
(令和 年 月 日現在)																																						
サービス種別	定員	現員 (契約者数)	前年度 延べ利用者数	前年度 開所日数	前年度 平均利用者数																																	
(共生型) 短期入所																																						
<p>※ 「前年度利用者延数」…前年度（4月～3月）の各月の利用者の延べ数を合計した数</p> <p>※ 報酬算定上満たすべき従業者の員数又は加算等若しくは減算の算定要件を算定する際の利用者数は、当該年度の前年度の平均を用います（ただし、新規開設又は再開の場合には推定数による）。この場合、利用者数の平均は、前年度の全利用者の延べ数を当該前年度の開所日数で除して得た数とします。（小数点第2位以下を切り上げる）。</p>													報酬留意事項通知 第2・1(5)																									
3 基本的事項 (労働時間の管理)	<p>従業員の労働時間（始業・終業時刻）は、以下のいずれかの方により適正に把握されていますか。</p> <p>① 使用者が、自ら現認することにより確認し、適正に記録</p> <p>② タイムカード、ICカード、パソコンの使用時間の記録等の客観的な記録を基礎として確認し、適正に記録</p> <p>※ ①、②によらず、自己申告制により労働時間を把握せざるを得ない場合は「労働時間の適正な把握のための使用者が講ずべき措置に関するガイドライン」4（3）に定める措置を講じる必要があります。</p> <p>※ 法人役員等であっても、基準上配置が求められる職務に従事している場合には、客観的に配置が証明できる書類を整備してください。</p> <p>※ 労働時間の記録（出勤簿、タイムカード等）は、5年間保存しなければなりません。</p>													はい・いいえ 労働時間の適正な把握のための使用者が講ずべき措置に関するガイドライン（平成29年1月20日付け基発0120第3号）																								
4 従業者 (併設事業所)	<p>(1) 以下のとおり従業者を配置していますか。</p> <p>1 障害者支援施設等、入所施設（下記2の宿泊型自立訓練事業所等を除く。）が短期入所事業所として併設事業所を設置する場合</p> <p>⇒ 短期入所の利用者の数を、併設本体施設の利用者の数とみなした上で、当該併設本体施設として必要とされる数（当該障害者支援施設等の指定基準又は最低基準において必要とされる数）以上</p> <p>2 宿泊型自立訓練事業所、共同生活援助、日中サービス支援型共同生活援助、外部サービス利用型共同生活援助事業所が短期入所事業所として併設事業所を設置する場合</p> <p>⇒ 次に掲げる短期入所を提供する時間帯に応じ、それぞれに定</p>													はい・いいえ・ 該当なし 労働基準法第109条 平24条例38第26条第1項 平18厚労令171第115条第1項 基準解釈通知第6・2(1)																								

自主点検項目	自主点検のポイント	点検結果	根拠法令等
	<p>める数</p> <p>① 短期入所と同時に宿泊型自立訓練、共同生活援助等を提供する時間帯 → 宿泊型自立訓練事業所等の利用者の数及び併設事業所の利用者の数の合計数を当該宿泊型自立訓練事業所等の利用者の数とみなした場合において、当該宿泊型自立訓練事業所等における生活支援員又はこれに準ずる従業者として必要とされる数以上</p> <p>② 短期入所を提供する時間帯であって、①に掲げる時間以外の時間帯</p> <p>イ 当該日の短期入所の利用者の数が6以下 → 1以上の生活支援員又はこれに準ずる従業者</p> <p>ロ 当該日の短期入所の利用者の数が7以上 → 1に当該日の短期入所の利用者の数が6を超えて6又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上</p> <p>基準解釈通知第六の1(1)</p> <p>併設事業所とは、障害者支援施設、児童福祉施設その他の入浴、排せつ及び食事の介護その他の必要な支援を適切に行うことができる入所施設（以下「障害者支援施設等」という。）に併設され、短期入所の事業を行う事業所として当該障害者支援施設等と一体的に運営を行う事業所をいいます。</p> <p>併設事業所は、従業者の勤務体制を含め、併設される指定障害者支援施設等（以下「併設本体施設」という。）の事業に支障が生じない場合であって、かつ、専ら指定短期入所の用に供される居室において、短期入所を提供する場合に限り、実施できます。</p> <p>なお、「その他の入浴、排せつ及び食事の介護その他の必要な支援を適切に行うことができる入所施設」には、宿泊型自立訓練事業所、共同生活援助事業所又は外部サービス利用型指定共同生活援助事業所（以下「宿泊型自立訓練事業所等」という。）を含むものとします。</p> <p>(共生型事業所) (2) 短期入所生活介護事業所、介護予防短期入所生活介護事業所、小規模多機能型居宅介護事業所、看護小規模多機能型居宅介護事業所又は介護予防小規模多機能型居宅介護事業所（「短期入所生活介護事業所等」という。）の従業者の員数が、共生型生活介護を受ける利用者（障害児当）の数を含めて当該生活介護事業所等の利用者の数とした場合に、当該短期入所生活介護事業所等として必要とされる従業員数以上ですか。</p> <p>(単独型事業所) (3) 生活介護事業所、自立訓練（機能訓練）事業所、自立訓練（生活訓練）事業所、就労移行支援事業所、就労継続支援A型・B型事業所、共同生活援助事業所（日中サービス支援型、外部サービス利用型を含む。）又は障害児通所支援事業所（以下「生活介護事業所等」という。）において短期入所の事業を行う場合、次のイ又はロに掲げる短期入所の事業を行う時間帯に応じ、それぞれイ又はロに定める数以上ですか。</p> <p>基準解釈通知第六の1(3)</p> <p>単独型事業所とは、障害者支援施設等（宿泊型自立訓練事業所等を除く。）以外の施設であって、利用者に利用されていない入浴、排泄及び食事の介護その他の必要な支援を適切に行うことができる施設の居室において、短期入所の事業を行う事業所をいいます。</p> <p>イ 生活介護、自立訓練（機能訓練）、自立訓練（生活訓練）、就労継続支援A型・B型、共同生活援助（日中サービス支援型・外部サービス利用型を含む。）又は障害児通所支援のサービス提供時間</p> <p>当該生活介護事業所等の利用者の数及び当該単独型事業所の利用者の数の合計数を当該生活介護事業所等の利用者の数とみなした場合において、当該生活介護事業所等における生活支援員又はこれに準ずる従業者として必要とされる数以上</p> <p>ロ 生活介護事業所等が短期入所の事業を行う時間帯であって、イに掲げる時間以外の時間</p> <p>次の(1)又は(2)に掲げる当該日の利用者の数の区分に応じ、それぞれ(1)又は(2)に定める数</p>	はい・いいえ・該当なし	基準解釈通知第6・5(1)
		はい・いいえ・該当なし	平24条例38第26条第3項

自主点検項目	自主点検のポイント	点検結果	根拠法令等
5 管理者	<p>(1) 当該日の利用者の数が 6 以下 1 以上 (2) 当該日の利用者の数が 7 以上 1 に当該日の利用者の数が 6 を超えて 6 又はその端数を増すごとに 1 を加えて得た数以上</p> <p>(4) 生活介護事業所等以外で行われる単独型事業所において、短期入所の事業を行なう場合、(3)のロ(1)又は(2)に掲げる当該日の利用者の数の区分に応じ、(3)のロ(1)又は(2)に定める数以上ですか。</p> <p>(5) 障害者支援施設、児童福祉施設その他の入浴、排せつ及び食事の介護その他の必要な支援を適切に行なうことができる入所施設が、その施設の全部又は一部が利用者に利用されていない居室を利用して指定短期入所の事業を行なう事業所（以下、「空床利用型事業所」という。）の従業者の員数は、以下のとおり配置していますか。</p> <p>基準解釈通知第六の 1 (2) 空床利用型事業所とは、利用者に利用されていない障害者支援施設等の全部又は一部の居室において、短期入所の事業を行なう事業所をいいます。</p> <p>基準解釈通知第六の 2 (1)② 介護保険法による指定短期入所生活介護事業所について、空床利用型事業所として指定する場合における置くべき従業者の員数は、「指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準」（平成11年厚生省令第37号）第121条第1項各号に掲げる短期入所生活介護事業所に置くべき従業者の員数を確保していれば足ります。</p> <p>1 入所施設等が空床利用型事業所を設置する場合 ⇒ 当該施設の利用者の数及び空床利用型事業所の利用者の数の合計数を当該施設の利用者の数とみなした場合において、当該施設として必要とされる数以上</p> <p>2 指定自立訓練（生活訓練）事業者等（日中サービス支援型指定共同生活援助を除く。）が空床利用型事業所を設置する場合 イ又はロに掲げる指定短期入所を提供する時間帯に応じ、それぞれイ又はロに定める数 イ 短期入所と同時に自立訓練（生活訓練）等（日中サービス支援型共同生活援助を除く。以下この項において同じ）を提供する時間帯 当該自立訓練（生活訓練）事業所等の利用者の数及び空床利用型事業所の利用者の数の合計数を当該自立訓練（生活訓練）事業所等の利用者の数とみなした場合において、当該自立訓練（生活訓練）事業所等における生活支援員又はこれに準ずる従業者として必要とされる数以上 ロ 指定短期入所を提供する時間帯（イを除く。） 次の(i)又は(ii)に掲げる当該日の短期入所の利用者の数の区分に応じ、それぞれ(i)又は(ii)に掲げる数 (i) 当該日の利用者数が6以下 1以上 (ii) 当該日の利用者数が7以上 1に当該日の利用者数が6を超えて6又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上</p> <p>事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置いていますか。</p> <p>※ 次の場合であって、当該事業所の管理業務に支障がないときは、他の職務を兼ねることができます。</p> <p>① 当該事業所のサービス管理責任者又は従業者としての職務に従事する場合 ② 当該事業所以外の他の指定障害福祉サービス事業所又は指定障害者支援施設等の管理者又はサービス管理責任者若しくは従業者としての職務に従事する場合であって、特に当該事業所の管理業務に支障がないと認められる場合</p>	<p>はい・いいえ・該当なし</p> <p>はい・いいえ・該当なし</p>	<p>平24条例38第26条第2項</p> <p>平24条例38第27条（準用第13条）</p> <p>平18厚労令171第116条（準用第51条）</p> <p>準用（基準解釈通知第4・1(7)①）</p>
第1－3 設備に関する基準			
設備	(1) 短期入所事業所は、居室であって、その全部又は一部が利用さ	はい・いいえ	平25規則26第80条

自主点検項目	自主点検のポイント	点検結果	根拠法令等
	<p>されていない店舗を用いていますか。</p> <p>(2) 併設事業所にあっては、当該併設事業所及び当該併設事業所と同一敷地内にある障害者支援施設等（以下「併設本体施設」という。）の効率的運営が可能であり、かつ、当該併設本体施設の利用者の支援に支障がないときは、当該併設本体施設の設備（居室を除く。）を短期入所の事業の用に供していますか。</p> <p>※ ただし、併設本体施設の居室を短期入所の用に供することは認められません。</p> <p>※ なお、共生型サービスは、障害者、障害児及び要介護者と同じ場所で同時に提供することを想定していることから、障害者、障害児又は要介護者がそれぞれ利用する設備を区切る壁、家具、カーテンやパーティション等の仕切りは不要です。</p>	はい・いいえ	平18厚労令171第117条第1項 平25規則26第80条第2項 平18厚労令171第117条第2項 基準解釈通知第6・3(1) 基準解釈通知第6・5(1)
第1－4 運営に関する基準			
1 内容及び手続の説明・同意	<p>(1) 利用の申込みがあった際は、当該利用申込者に対し、運営規程の概要、従業者の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要な事項について、利用者の障害の特性に応じ、適切に配慮されたわかりやすい説明書やパンフレット等の文書を交付して懇切丁寧に説明を行い、サービスの提供を受けることにつき、当該利用申込者の同意を得ていますか。</p> <p>※ サービスの選択に資すると認められる重要な事項を記した文書の内容は、以下のとおりです。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 運営規程の概要 ② 従業者の勤務の体制 ③ 事故発生時の対応 ④ 苦情処理の体制 ⑤ 提供するサービスの第三者評価の実施状況（実施の有無、実施した直近の年月日、実施した評価機関の名称、評価結果の開示状況）等 <p>※ 同意は、利用者及び事業者双方の保護の立場から、書面によって確認することが望ましいです。</p> <p>※ 従業者の職種、員数及び職務の内容 従業者の「員数」は日々変わりうるものであるため、業務負担軽減等の観点から、規程を定めるに当たっては、基準において置くべきとされている員数を満たす範囲において、「○人以上」と記載することも差し支えありません。</p> <p>(2) 利用契約をしたときは、利用者の障害の特性に応じた適切な配慮をもって、社会福祉法（昭和26年法律第45号）第77条の規定に基づき書面（利用契約書等）を交付していますか。</p> <p>利用契約書等には、次の事項を記載してください。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 施設の設置者の名称及び主たる事務所の所在地 ② 施設が提供するサービスの内容 ③ 当該サービスの提供につき利用者が支払うべき額に関する事項 ④ サービスの提供開始年月日 ⑤ サービスに係る苦情を受け付けるための窓口 	はい・いいえ	平24条例38第29条（準用第6条第1項） 厚労令171第125条（準用第9条） 基準解釈通知第3・3(1) 基準解釈通知第3・3(1)
2 入所の開始及び終了	<p>(1) 介護を行う者の疾病その他の理由により居宅において介護を受けることが一時的に困難となった利用者を対象にサービスを提供していますか。</p> <p>※ 利用期間 居宅においてその介護を行う者の疾病その他の理由により施設への短期間の入所を必要とする者を対象に、短期入所を提供するものとしたものであり、短期入所は、いたずらに長期間利用することがないよう、客観的な利用者の生活状況等を踏まえ、より適切な入所期間としてください。</p> <p>(2) 他の指定障害福祉サービス事業者その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携により、短期入所の提供後においても提供前と同様に利用者が継続的に保健医療サービス又は福祉サービスを利用できるよう必要な援助に努めていますか。</p>	はい・いいえ	平25規則26第81条第1項 平18厚労令171第118条第1項 基準解釈通知第6・4(1) 平25規則26第81条第2項 平18厚労令171第118条第2項

自主点検項目	自主点検のポイント	点検結果	根拠法令等
3 入退所の記録の記載等	<p>すか。</p> <p>(1) 入所又は退所に際しては、受給者証記載事項（事業所名、入退所 年月日その他の必要な事項）を利用者の受給者証に記載していますか。</p> <p>(2) サービスの提供により、短期入所の総量が支給量に達した場合は、受給者証の短期入所の提供に係る部分の写しを市町村に提出していますか。</p> <p>※ 介護給付費の請求の際に提出することで差し支えありません。</p>	はい・いいえ はい・いいえ・該当なし	平25規則26第82条第1項 平18厚労令171第119条第1項 平25規則26第82条第2項 平18厚労令171第119条第2項 基準解釈通知第6・4(2) ②
4 提供拒否の禁止	<p>正当な理由なくサービスの提供を拒んでいませんか。</p> <p>※ サービスの提供を拒むことのできる場合の正当な理由とは、次の場合です。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 当該事業所の現員からは利用申込みに応じきれない場合 ② 利用申込者の居住地が当該事業所の通常の事業の実施地域外である場合 ③ サービスの主たる対象とする障害の種類を定めている場合、その他利用者に対し自ら適切なサービスを提供することが困難な場合 ④ 入院治療の必要がある場合 <p>※ 特に、障害支援区分や所得の多寡を理由にサービスの提供を拒否してはいけません。</p>	はい・いいえ	平24条例38第29条（準用第7条） 平18厚労令171第125条（準用第11条） 準用（基準解釈通知第3・3(3)）
5 連絡調整に対する協力	サービス利用について、市町村又は相談支援事業者が行う連絡調整にできる限り協力していますか。	はい・いいえ	平25規則26第88条（準用第7条） 平18厚労令171第125条（準用第12条）
6 サービス提供困難時の対応	通常の事業の実施地域等を勘案し、利用申込者に対し、自ら適切なサービスを提供することが困難であると認めた場合は、適当な他の事業者等の紹介その他必要な措置を速やかに講じていますか。	はい・いいえ・該当なし	平25規則26第88条（準用第8条） 平18厚労令171第125条（準用第13条）
7 受給資格の確認	サービスの提供に当たり、受給者証によって支給決定の有無、支給決定の有効期間、支給量等を確かめていますか。	はい・いいえ	平25規則26第88条（準用第9条） 平18厚労令171第125条（準用第14条）
8 介護給付費の支給の申請に係る援助	<p>(1) 支給決定を受けていない者から利用申込みがあった場合、その者の意向を踏まえて速やかに介護給付費の支給の申請が行われるよう必要な援助を行っていますか。</p> <p>(2) 支給決定の有効期間の終了に伴う介護給付費の支給申請について、支給決定に通常要する期間を考慮し、申請の勧奨等の必要な援助を行っていますか。</p>	はい・いいえ・該当なし はい・いいえ	平25規則26第88条（準用第10条第1項） 平18厚労令171第125条（準用第15条第1項） 平25規則26第88条（準用第10条第2項） 平18厚労令171第125条（準用第15条第2項）
9 心身の状況等の把握	サービスの提供に当たり、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めていますか。	はい・いいえ	平25規則26第88条（準用第11条） 平18厚労令171第125条（準用第16条）
10 指定障害福祉サービス事業者等との連携等	<p>(1) サービスの提供に当たっては、地域及び家庭との結びつきを重視した運営を行い、市町村、他の指定障害福祉サービス事業者等との他の保健医療・福祉サービス提供者等との密接な連携に努めていますか。</p> <p>(2) サービスの提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対し適切な援助を行うとともに、保健医療・福祉サービス提供者との密接な連携に努めていますか。</p>	はい・いいえ はい・いいえ	平25規則26第88条（準用第12条第1項） 平18厚労令171第125条（準用第17条第1項） 平25規則26第88条（準用第12条第2項） 平18厚労令171第125条（準用第17条第2項）
11 サービスの提供の記録	(1) サービスを提供した際は、当該短期入所の提供日、内容その他必要な事項を、短期入所の提供の都度記録していますか。	はい・いいえ	平25規則26第88条（準用第14条第1項）

自主点検項目	自主点検のポイント	点検結果	根拠法令等								
	<p>※ 記載すべき必要事項には、次にあげるものが考えられます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① サービスの提供日 ② 提供したサービスの具体的な内容 ③ 実績時間数 ④ 利用者負担額等の利用者へ伝達すべき事項 <p>(2) サービス提供の記録に際しては、利用者からサービスを提供したことについて確認を受けていますか。</p> <p>※ 提供した具体的なサービスの内容等の記録は5年間保存しなければなりません。（“42 記録の整備”の項目を参照。）</p>		平18厚労令171第125条（準用第19条第1項） 準用（基準解釈通知第3・3(9)①）								
12 利用者に求めることのできる金銭の支払の範囲等	<p>(1) 利用者負担額以外に利用者から金銭の支払いを求める場合、用途が直接利用者の便益を向上させるものであって、利用者に支払を求めることが適当であるものに限られていますか。</p> <p>※ あいまいな名目による徴収や利用者から一律に徴収することは認められません。</p> <p>(2) 金銭の支払を求める際は、用途、額及び支払いを求める理由を書面で明らかにするとともに、利用者に説明を行い、その同意を得ていますか。</p>	はい・いいえ はい・いいえ・該当なし はい・いいえ・該当なし	平25規則26第88条（準用第14条第2項） 平18厚労令171第125条（準用第19条第2項） 平25規則26第88条（準用第15条第1項） 平18厚労令171第125条（準用第20条第1項） 準用（基準解釈通知第3・3(10)） 平25規則26第88条（準用第15条第2項） 平18厚労令171第125条（準用第20条第2項）								
13 利用者負担額等の受領	<p>(1) 法定代理受領としてサービス提供した際は、利用者から利用者負担額の支払を受けていますか。</p> <p>(2) 法定代理受領を行わないサービスを提供した際は、利用者から厚生労働大臣が定める費用基準額の支払を受けていますか。</p> <p>(3) 上記のほか、利用者提供した便宜に要する費用のうち、日常生活においても通常必要となる費用ですか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 食事の提供に要する費用 ② 光熱水費 ③ 日用品費 ④ サービスにおいて提供される便宜に要する費用のうち、日常生活において通常必要となるものに係る費用であって、利用者に負担させることが適当と認められるもの（その他の日常生活費） <p>(利用者負担の費目と金額を記入してください。)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>費目</th> <th>金額（円）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td></tr> </tbody> </table>	費目	金額（円）							はい・いいえ・該当なし はい・いいえ・該当なし はい・いいえ・該当なし	平25規則26第83条第1項 平18厚労令171第120条第1項 平25規則26第83条第2項 平18厚労令171第120条第2項 平25規則26第83条第3項 平18厚労令171第120条第3項 基準解釈通知第6・4(3)
費目	金額（円）										
	<p>※ 介護給付費等の対象となっているサービスと明確に区分されないあいまいな名目による費用の徴収は認められません。 また、お世話料、管理協力費等のあいまいな名目による費用の徴収や利用者からの一律の徴収は認められません。</p> <p>※ ①食事の提供に要する費用及び②光熱水費については「食事の提供に要する費用、光熱水費及び居室の提供に要する費用に係る利用料等に関する指針（H18.9.29厚労省告示第545号）」を参照してください。</p> <p>※ ④「その他の日常生活費」の具体的な範囲については、「障害福祉サービス等における日常生活に要する費用の取扱いについて」（平成18年障発第1206002号厚労省通知）」を参照してください。</p> <p>(4) (1)～(3)の費用を受領した場合に、利用者に領収書を交付していますか。</p>	はい・いいえ・該当なし	平25規則26第83条第4項 平18厚労令171第120条第4項 平25規則26第83条第5項 平18厚労令171第120条第5項								

自主点検項目	自主点検のポイント	点検結果	根拠法令等
	(5) (3)のサービス提供に当たり、利用者に対しあらかじめサービスの内容及び費用について説明し、同意を得ていますか。	はい・いいえ・該当なし	第5項 平25規則26第83条第6項 平18厚労令171第120条第6項
14 利用者負担額に係る管理	(1) 入所者の依頼を受けて、利用者の負担額を管理（上限額管理）している場合は、サービス費及び利用者負担合計額を適切に算出していますか。 (2) 上限額管理を行った場合、利用者負担額合計額を市町村に報告するとともに、利用者及び他事業者等に通知していますか。	はい・いいえ・該当なし はい・いいえ・該当なし	平25規則26第88条（準用第17条） 平18厚労令171第125条（準用第22条）
15 介護給付費の額に係る通知等	(1) 法定代理受領により市町村から介護給付費の支給を受けた場合は、利用者に対しその額を通知していますか。 ※ 通知には、通知日、サービス利用月（必要に応じて利用の内訳）、介護給付費等の支給日・給付額などを記載してください。 (2) 利用者から法定代理受領を行わないサービスの費用を受領した場合、サービスの種類ごとの内容、費用の額その他利用者が市町村に介護給付費の請求をする上で必要な事項を記載したサービス提供証明書を利用者に交付していますか。	はい・いいえ はい・いいえ・該当なし	平25規則26第88条（準用第18条第1項） 平18厚労令171第125条（準用第23条第1項） 平25規則26第88条（準用第18条第2項） 平18厚労令171第125条（準用第23条第2項）
16 短期入所の取扱方針	(1) 利用者の身体その他の状況及びその置かれている環境に応じ適切に提供されていますか。 (2) 利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、利用者の意思決定の支援に配慮していますか。 ○ 利用者の意思決定の支援については、「障害福祉サービスの利用等にあたっての意思決定支援ガイドラインについて」を踏まえて、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、意思決定支援ガイドラインに掲げる次の基本原則に十分に留意しつつ、利用者の意思決定の支援に配慮してください。 ア 本人への支援は、自己決定の尊重に基づき行う。 イ 職員等の価値観においては不合理と思われる決定でも、他者への権利を侵害しないのであれば、その選択を尊重するよう努める姿勢が求められる。 ウ 本人の自己決定や意思確認がどうしても困難な場合は、本人をよく知る関係者が集まって、様々な情報を把握し、根拠を明確にしながら意思及び選好を推定する。また、利用者が経験に基づいた意思決定ができるよう体験の機会の確保に留意するとともに、意思決定支援の根拠となる記録の作成に努めること。 (3) 従業者は、サービスの提供に当たっては、懇切丁寧を旨とし、利用者又はその介護を行う者に対しサービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行っていますか。 ○ サービスの提供方法等とは、短期入所の内容、利用期間内の行事及び日課等も含みます。 ○ 本人の意思に反する異性介助がなされないよう、サービス管理責任者等がサービス提供に関する本人の意向を把握するとともに、本人の意向を踏まえたサービス提供体制の確保に努めるべきものであること。 なお、把握した本人の意向については、サービス提供記録や面談記録等に記録するとともに、本人の意向を踏まえたサービス提供体制の確保について、人員体制の見直し等を含め必要な検討を行った結果、人員体制の確保等の観点から十分に対応するが難しい場合には、その旨を利用者に対して丁寧に説明を行い、理解を得るよう努めてください。 (4) 事業者は、サービスの質の評価を行い、常にサービスの改善を図っていますか。	はい・いいえ はい・いいえ はい・いいえ はい・いいえ はい・いいえ はい・いいえ はい・いいえ はい・いいえ はい・いいえ はい・いいえ はい・いいえ はい・いいえ	平25規則26第84条第1項 平18厚労令171第121条第1項 平25規則26第84条第2項 平18厚労令171第121条第2項 参照（基準解釈通知第4・3(6)
17 サービスの提供	(1) サービスの提供に当たっては、利用者の心身の状況に応じ、利	はい・いいえ	平25規則26第84条第3項 平18厚労令171第121条第3項 基準解釈通知第6・4(4)
		はい・いいえ	平25規則26第84条第4項 平18厚労令171第121条第4項
		はい・いいえ	平25規則26第85条第1項

自主点検項目	自主点検のポイント	点検結果	根拠法令等
	<p>用者の自立の支援と日常生活の充実に貢するよう、適切な技術をもって行っていますか。</p> <p>※ サービスの提供に当たっては、利用者の家庭環境等を十分踏まえ、自立している機能の低下が起きないようにするとともに、残存機能の維持又は向上が図られるよう、適切な技術をもって支援してください。 また、同一法人内の複数の指定短期入所事業所において、同一利用者へ短期入所が提供される場合、その利用者の状態や意向等を踏まえることなく、当該事業所間で短期入所が繰り返されることは望ましくありません。 なお、サービスの実施に当たっては、利用者的人格に十分に配慮して実施してください。</p> <p>(2) 適切な方法により、利用者を入浴させ、又は清しきを行っていますか。</p> <p>※ 入浴の実施に当たっては、利用者の心身の状況を踏まえて適切な方法により実施してください。 なお、入浴の実施に当たっては、事前に健康管理を行い、入浴することが困難な場合は、清しきを実施するなど利用者の清潔保持に努めてください。</p> <p>(3) 利用者に対して、利用者等の負担により、当該事業所の従業者以外の者による保護を受けさせていませんか。</p> <p>(4) 利用者等の依頼を受けた場合には、利用者に対して食事を提供していますか。</p> <p>(5) 利用者の食事は、栄養並びに利用者の身体の状況及び嗜好を考慮したものとともに、適切な時間に提供していますか。</p> <p>※ 食事の提供は、利用者の支援に極めて重要なものであることから、事業所が食事の提供を行う場合については、提供する手段によらず、年齢や障害の特性に応じて、適切な栄養量及び内容の食事を確保するため、栄養士等による栄養管理が行われる必要があるほか、次の点に留意して行ってください。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 利用者の嗜好、年齢や障害の特性に配慮するとともに、できるだけ変化に富み、栄養のバランスに配慮したものであること。 ② 調理はあらかじめ作成された献立に従って行うとともに、その実施状況を明らかにしておくこと。 ③ 適切な衛生管理がなされていること。 <p>※ 食事の提供を外部の事業者へ委託することは差し支えありませんが、短期入所事業者は、受託事業者に対し、利用者の嗜好や障害の特性等が食事の内容に反映されるよう、定期的に調整を行わなければなりません。</p>	はい・いいえ	平18厚労令171第122条第1項 基準解釈通知第6・4(5) ①
		はい・いいえ	平25規則26第85条第2項 平18厚労令171第122条第2項 基準解釈通知第6・4(5) ②
		はい・いいえ	平25規則26第85条第3項 平18厚労令171第122条第3項
		はい・いいえ・該当なし	平25規則26第85条第4項 平18厚労令171第122条第4項
		はい・いいえ・該当なし	平25規則26第85条第5項 平18厚労令171第122条第5項 基準解釈通知第6・4(5) ③
18 介護職員等による喀痰吸引等	<p>(1) 平成24年4月1日から「社会福祉士及び介護福祉士法」に基づき、認定特定行為業務従事者の認定を受けた介護職員等（介護福祉士に限らず全ての介護職員が対象）が、登録特定行為事業者として登録した施設等で、たんの吸引等を実施することができるようになりましたが、貴事業所（施設）は、社会福祉士及び介護福祉士法第48条の2及び3、同法施行規則第26条の2及び3に基づいた喀痰吸引・経管栄養を行う「登録特定行為事業者」に該当しますか。 (以下、(1)が「はい」の場合のみ点検してください)</p> <p>(2) 介護職員等がたんの吸引等を行う場合は、「認定特定行為業務従事者」として認定された者に行わせてていますか。</p> <p>(3) 認定特定行為従事者は何人いますか。</p> <p>(4) 認定特定行為業務従事者にたん吸引等を行わせている場合、事業所を「登録特定行為事業者」として県に登録していますか。</p> <p>(5) 登録特定行為事業者として実施するたん吸引等の特定行為は、認定特定行為業務従事者の行える行為の範囲で登録していますか。（登録している行為にチェックしてください）</p>	<p>はい・いいえ・該当なし</p> <p>はい・いいえ・該当なし</p> <p>人</p> <p>はい・いいえ・該当なし</p> <p>はい・いいえ・該当なし</p>	<p>士法第48条の2、48条の3、48条の5、附則第3条、第4条第2項</p> <p>社会福祉士及び介護福祉士法第48条の2、3同法施行規則第26条の2、3</p> <p>平成23年社援発第1111号 厚生労働省社会・援護局長通知</p>

自主点検項目	自主点検のポイント	点検結果	根拠法令等
	<p>(たん吸引) 口腔内 鼻腔内 気管カニューレ内</p> <p>(経管栄養) 胃ろう又は腸ろう 経鼻経管栄養</p> <p>(6) たん吸引等の業務について、以下のとおり実施していますか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 介護職員が行うたんの吸引等の実施に際し、医師から文書による指示を受けている。 ② 対象者の希望や医師の指示、心身の状況等を踏まえて、医師又は看護職員との連携の下に、実施計画書を作成している。 ③ 対象者及びその家族に対して、実施計画書等を示して、介護職員がたん吸引等を実施することを説明し、文書による同意を得ている。 ④ 実施した結果について、結果報告書の作成、看護師・医師への報告、安全委員会への報告を行っている。 ⑤ たん吸引等の実施に関する安全委員会を定期的に開催している。 ⑥ たん吸引等の実施に関する業務方法書等を備え、介護職員・看護職員等の関係する職員が確認できるようしている。 	はい・いいえ・該当なし	
19 緊急時等の対応	従業者は、現にサービスの提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治の医師への連絡を行う等の必要な措置を講じていますか。	はい・いいえ	平25規則26第88条（準用第22条） 平18厚労令171第125条（準用第28条）
20 健康管理	常に利用者の健康の状況に注意するとともに、健康保持のために適切な措置を講じていますか。	はい・いいえ	平25規則26第88条（準用第69条） 平18厚労令171第125条（準用第87条）
21 利用者に関する市町村への通知	利用者が、偽りその他不正な行為によって給付費を受け、又は受けようとしたときは、遅滞なく、意見を付してその旨を市町村に通知していますか。	はい・いいえ・該当なし	平25規則26第88条（準用第23条） 平18厚労令171第125条（準用第29条）
22 管理者の責務	<p>(1) 管理者は、従業者及び業務の管理その他の管理を一元的に行っていますか。</p> <p>(2) 管理者は、当該事業所の従業者に「第2－4 運営に関する基準」の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行っていますか。</p>	はい・いいえ	平25規則26第88条（準用第52条第1項） 平18厚労令171第125条（準用第66条第1項） 平25規則26第88条（準用第52条第2項） 平18厚労令171第125条（準用第66条第2項）
23 相談及び援助	常に利用者の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、利用者又は家族に対し、適切に相談に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行っていますか。	はい・いいえ	平25規則26第88条（準用46条） 平18厚労令171第125条（準用第60条）
24 運営規程	<p>次に掲げる施設運営についての重要事項に関する規程（運営規程）を定めていますか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 事業の目的及び運営の方針 ② 従業者の職種、員数及び職務の内容 ③ 利用定員 ④ 短期入所の内容並びに利用者から受領する費用の種類及びその額 ⑤ サービスの利用に当たっての留意事項 ⑥ 緊急時等における対応方法 ⑦ 非常災害対策 ⑧ 事業の主たる対象とする障害の種類を定めた場合には当該障害の種類 ⑨ 虐待防止のための措置に関する事項 ⑩ その他運営に関する重要事項（苦情解決体制、事故発生時の対応 	はい・いいえ	平25規則26第86条 平18厚労令171第123条 基準解釈通知第3・3(35)

自主点検項目	自主点検のポイント	点検結果	根拠法令等
	<p>等)</p> <p>※ ②従業者の職種、員数及び職務の内容 従業者の「員数」は日々変わりうるものであるため、業務負担軽減等の観点から、規程を定めるに当たっては、基準において置くべきとされている員数を満たす範囲において、「〇人以上」と記載することも差し支えありません。</p> <p>③利用定員 空床利用型事業所を除く短期入所事業所にあっては、利用定員は指定短期入所の事業の専用の居室のベッド数と同数としてください。</p> <p>⑨虐待防止にのための措置に関する事項 具体的には ア 虐待の防止に関する担当者の選定 イ 成年後見制度の利用支援 ウ 苦情解決体制の整備 エ 従業者に対する虐待の防止を啓発・普及するための研修の実施（研修方法や研修計画など） オ 基準第40条の2第1項の「虐待の防止のための対策を検討する委員会の設置等に関すること等を指すものとしてください。</p> <p>※ ⑩その他運営に関する重要事項 指定短期入所事業所が市町村により地域生活支援拠点等として位置付けられている場合は、その旨を明記すること。</p>		基準解釈通知第3・3(1)
			基準解釈通知第6・4(6) ①
			基準解釈通知第3・3(1)
			基準解釈通知第6・4(6) ②
25 勤務体制の確保等	<p>(1) 利用者に対して適切なサービスを提供できるよう、事業所ごとに従業者の勤務体制を定めていますか。</p> <p>※ 事業所ごとに、原則として月ごとの勤務表（生活支援員の勤務体制をサービスの単位等により2以上で行っている場合は、その勤務体制ごとの勤務表）を作成し、従業者の日々の勤務時間、常勤・非常勤の別、管理者との兼務関係等を明確にしてください。</p> <p>(2) 事業所ごとに、当該事業所の従業者によってサービスを提供していますか。</p> <p>※ 調理業務、洗濯等の利用者に対するサービス提供に直接影響を及ぼさない業務については、第三者への委託等を行うことは認められています。</p> <p>(3) 従業者の資質の向上のために研修の機会を確保していますか。</p> <p>※ 研修機関による研修や当該施設内の研修への参加の機会を計画的に確保してください。</p> <p>(4) 適切な障害福祉サービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じていますか。</p> <p>※ 雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（昭和47年法律第113号）第11条第1項及び労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律（昭和41年法律第132号）第30条の2第1項の規定に基づき、指定障害者支援施設等には、職場におけるセクシュアルハラスメントやパワーハラスマント（以下「職場におけるハラスマント」という。）の防止のための雇用管理上の措置を講じることが義務づけられていることを踏まえ、規定したものです。事業所が講ずべき措置の具体的な内容及び講じることが望ましい取組については、次のとおりです。なお、セクシュアルハラスメントについては、上司や同僚に限らず、利用者やその家族等から受けるものも含まれることに留意してください。</p> <p>ア 事業所が講ずべき措置の具体的な内容 事業所等が講ずべき措置の具体的な内容は、事業主が職場における性的な言動に起因する問題に関して雇用管理上講ずべき措置等についての指針（平成18年厚生労働省告示第615号）及び事業主が職場における優越的な関係を背景とした言動に起因する問題に関して雇用管理上構すべき措置等につい</p>	はい・いいえ	平25規則26第88条（準用第54条第1項）
			平18厚労令171第125条（準用第68条第1項）
			準用（基準解釈通知第4・3(17)①）
		はい・いいえ	平25規則26第88条（準用第54条第2項）
			平18厚労令171第125条（準用第68条第2項）
			準用（基準解釈通知第4・3(17)②）
		はい・いいえ	平25規則26第88条（準用第54条第3項）
			平18厚労令171第125条（準用第68条第3項）
			準用（基準解釈通知第4・3(17)③）
		はい・いいえ	平25規則26第88条（準用第54条第4項）
			準用（基準解釈通知第4・3(17)④）（準用第3・3(22)④）

自主点検項目	自主点検のポイント	点検結果	根拠法令等
	<p>この指針（令和2年厚生労働省告示第5号。以下「ハリーハラスマント指針」という。）において規定されているとおりですが、特に留意されたい内容は以下のとおりです。</p> <ul style="list-style-type: none"> a 指定障害者支援施設等の方針等の明確化及びその周知・啓発職場におけるハラスマントの内容及び職場におけるハラスマントを行ってはならない旨の方針を明確化し、従業者に周知・啓発すること。 b 相談（苦情を含む。以下同じ。）に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備相談に対応する担当者をあらかじめ定めること等により、相談への対応のための窓口をあらかじめ定め、従業者に周知すること。 <p>イ 事業者が講じることが望ましい取組について</p> <p>パワーハラスマント指針においては、顧客等からの著しい迷惑行為（カスタマーハラスマント）の防止のために、事業主が雇用管理上の配慮として行うことが望ましい取組の例として、</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 相談に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備 ② 被害者への配慮のための取組（メンタルヘルス不調への相談対応、行為者に対して1人で対応させない等） ③ 被害防止のための取組（マニュアル作成や研修の実施等、業種・業態等の状況に応じた取組） <p>が規定されていますので参考にしてください。</p>		
26 定員の遵守	<p>次に掲げる利用者数以上の利用者に対して同時にサービスの提供を行っていませんか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 併設事業所 →利用定員及び居室の定員を超えることとなる利用者の数 ② 空床利用型事業所 →当該施設の利用定員(入居定員)及び居室の定員を超えることとなる利用者の数 ③ 単独型事業所 →利用定員及び居室の定員を超えることとなる利用者の数 <p>ただし、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合はこの限りではありません。</p> <p>※原則として、事業所が定める利用定員（＊）を超えた利用者の受入を禁止するのですが、次に該当する利用定員を超えた利用者の受入については、適正なサービスの提供が確保されることを前提とし、地域の社会資源の状況等から新規の利用者を当該事業所において受け入れる必要がある場合等やむを得ない事情が存する場合に限り、可能とすることとしたものです。</p> <p>① 1日当たりの利用者の数</p> <p>ア 利用定員50人以下の事業所の場合 1日当たりの利用者の数が、利用定員に110%を乗じて得た数以下となっていること。</p> <p>イ 利用定員51人以上の事業所の場合 1日当たりの利用者の数が、利用定員から50を差引いた数に105%を乗じて得た数に、55を加えて得た数以下となっていること。</p> <p>② 過去3月間の利用者の数 過去3月間の利用者の延べ数が、利用定員に開所日数を乗じて得た数に105%を乗じて得た数以下となっていること。</p> <p>(*) 事業所が定める利用定員</p> <p>① 併設事業所の場合 併設事業所が行う短期入所の専用の用に供される居室のベッド数</p> <p>② 空床利用型事業所の場合 障害者支援施設等の居室のベッド数</p>	はい・いいえ	平25規則26第87条 平18厚労令171第124条 準用（基準解釈通知第4・3(18)）

自主点検項目	自主点検のポイント	点検結果	根拠法令等									
	③ 単独型事業所の場合 単独型事業所が行う短期入所の専用の用に供される居室のベッド数											
27 非常災害対策	(1) 消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けるとともに、非常災害に関する具体的な計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連絡体制を整備し、定期的に従業者に周知していますか。 ※ 「非常災害に関する具体的な計画」とは、消防法施行規則第3条に規定する消防計画(これに準ずる計画も含む。)及び風水害、地震等の災害に対処するための計画をいいます。 消防計画の策定及びこれに基づく消防業務の実施は、消防法第8条の規定により防火管理者を置くこととされている事業所にあってはその者に行わせるものとします。 (2) 収容人員(利用者と従業者を合算した人数)が30人以上の場合には、防火管理者(施設の防火管理業務を適切に遂行することができる管理的又は監督的な地位にある者)を選任し、消防署に届け出ていますか。 ① 防火管理者名 () ② 届出日 () (3) 災害発生時に迅速に対応するため、職員の初期対応や指揮系統を定めたマニュアルを策定するとともに、緊急連絡網を整備していますか。 (4) 火災等の災害時に、地域の消防機関へ速やかに通報する体制をとるよう職員に周知徹底を図っていますか。 (5) 日頃から消防団や地域住民に対して、火災等の際に消火・避難等に協力してもらえるよう協力協定を締結するなど、地域との協力体制の確保に努めていますか。 (6) 消防機関の協力を得て、年2回以上消火及び避難訓練、定期的な通報訓練を実施していますか。 【直近2回の訓練実施日について記入してください。】 <table border="1"> <thead> <tr> <th>実施年月日</th> <th>消防職員の立会</th> <th>参加者数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>有・無</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>有・無</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> ※ 訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めてください。 ※ 事業者が前項に規定する避難、救出その他の訓練の実施に当たって、できるだけ地域住民の参加が得られるよう努めることとしたものであり、そのためには、日頃から地域住民との密接な連携体制を確保するなど、訓練の実施に協力を得られる体制づくりに努めることが必要です。訓練の実施に当っては、消防関係者の参加を促し、具体的な指示を仰ぐなど、より実効性のあるものとしてください。	実施年月日	消防職員の立会	参加者数	有・無			有・無			はい・いいえ はい・いいえ・該当なし はい・いいえ はい・いいえ はい・いいえ はい・いいえ はい・いいえ はい・いいえ はい・いいえ はい・いいえ はい・いいえ はい・いいえ	平25規則26第88条(準用第56条) 平18厚労令171第125条(準用第70条第1項) 準用(基準解釈通知第4・3(19)③) 消防法第8条 消防法施行令第1条の2、第3条 川越市地域防災計画(震災対策編)第1章第3節第4の3 準用(基準解釈通知第4・3(19)④) 準用(基準解釈通知第4・3(19)④) 消防法施行規則第3条第10項 平25規則26第88条(準用第56条第2項) 平25規則26第88条(準用第56条第3項) 準用(基準解釈通知第4・3(19)④⑤) はい・いいえ はい・いいえ
実施年月日	消防職員の立会	参加者数										
有・無												
有・無												
	(7) (6)の訓練の記録を作成し、出席できなかった職員に回覧等することで情報を共有していますか。 (8) カーテン、じゅうたん等は、消防法で防炎性能を有する物品となっていますか。 (9) 消防用設備については、専門業者による定期的な点検(6月ごと年2回、総合点検1年に1回)を行っていますか。また、総合点検の結果について消防に報告していますか。		消防法第8条の3第1項 消防法第17条の3の3 消防法施行規則第31条の6第3項									

自主点検項目	自主点検のポイント	点検結果	根拠法令等															
28 業務継続計画の策定等	<p>【直近2回の点検実施日について記入してください。】</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 33%;">実施年月日</td> <td style="width: 33%;">実施内容</td> <td style="width: 33%;">指摘事項等</td> </tr> <tr> <td> </td> <td> </td> <td> </td> </tr> <tr> <td> </td> <td> </td> <td> </td> </tr> </table> <p>(1) 感染症又は非常災害の発生時において、利用者に対する指定短期入所サービスの提供を継続的に実施し、及び非常時の体制で早期の業務の再開を図るための計画(以下この条において「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じていますか。</p> <p>※ 感染症や災害が発生した場合にあっても、利用者が継続して施設障害福祉サービスの提供を受けられるよう、施設障害福祉サービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下「業務継続計画」という。)を策定するとともに、当該業務継続計画に従い、従業者に対して、必要な研修及び訓練(シミュレーション)を実施しなければならないこととしたものです。なお、業務継続計画の策定、研修及び訓練の実施については、基準第42条の2に基づき指定障害者支援施設等に実施が求められるのですが、他のサービス事業者との連携等により行うことも差し支えありません。</p> <p>また、感染症や災害が発生した場合には、従業者が連携して取り組むことが求められることから、研修及び訓練の実施にあたっては、全ての従業者が参加できるようにすることが望ましいです。なお、業務継続計画の策定等に係る義務付けの適用に当たって、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令(令和3年厚生労働省令第10号。以下「令和3年改正省令」という。)附則第3条において、3年間の経過措置を設けており、令和6年3月31日までの間は、努力義務とされていました。</p> <p>※ 業務継続計画には、以下の項目等を記載することとします。なお、各項目の記載内容については、「障害福祉サービス事業所等における新型コロナウイルス感染症発生時の業務継続ガイドライン」及び「障害福祉サービス事業所等における自然災害発生時の業務継続ガイドライン」を参照してください。また、想定される災害等は地域によって異なるものであることから、項目については実態に応じて設定してください。なお、感染症及び災害の業務継続計画を一体的に策定することを妨げるものではありません。</p> <p>ア 感染症に係る業務継続計画</p> <ul style="list-style-type: none"> a 平時からの備え(体制構築・整備、感染症防止に向けた取組の実施、備蓄品の確保等) b 初動対応 c 感染拡大防止体制の確立(保健所との連携、濃厚接触者への対応、関係者との情報共有等) <p>イ 災害に係る業務継続計画</p> <ul style="list-style-type: none"> a 平常時の対応(建物・設備の安全対策、電気・水道等のライフラインが停止した場合の対策、必要品の備蓄等) b 緊急時の対応(業務継続計画発動基準、対応体制等) c 他施設及び地域との連携 <p>(2) 従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施していますか。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 33%;">研修実施日</td> <td style="width: 67%;"> </td> </tr> <tr> <td> </td> <td> </td> </tr> <tr> <td> </td> <td> </td> </tr> </table> <p>※ 研修の内容は、感染症及び災害に係る業務継続計画の具体的な内容を職員間に共有するとともに、平常時の対応の必要性や、緊急時の対応にかかる理解の励行を行うものとします。 職員教育を組織的に浸透させていくために、定期的(年2回以</p>	実施年月日	実施内容	指摘事項等							研修実施日						はい・いいえ	平24条例38第29条(準用第8条の2)
実施年月日	実施内容	指摘事項等																
研修実施日																		
		はい・いいえ	基準解釈通知第3・3(23) 平24条例38第29条(準用第8条の2第2項)															

自主点検項目	自主点検のポイント	点検結果	根拠法令等				
29 衛生管理等	<p>上) な教育を開催するとともに、新規採用時には別に研修を実施することが望ましいです。 また、研修の実施内容についても記録してください。 なお、感染症の業務継続計画に係る研修については、感染症の予防及びまん延の防止のための研修と一体的に実施することも差し支えありません。</p> <p>※ 訓練（シミュレーション）においては、感染症や災害が発生した場合において迅速に行動できるよう、業務継続計画に基づき、指定障害者支援施設等内の役割分担の確認、感染症や災害が発生した場合に実践する支援の演習等を定期的（年2回以上）に実施するものとします。なお、感染症の業務継続計画に係る訓練については、感染症の予防及びまん延の防止のための訓練と一体的に実施することも差し支えありません。</p> <p>訓練の実施は、机上を含めその実施手法は問わないものの、机上及び実地で実施するものを適切に組み合わせながら実施することが適切です。</p> <p>(3) 定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行っていますか。</p> <p>利用者の使用する設備及び飲用水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講するとともに、健康管理等に必要となる機械器具等の管理を適正に行ってていますか。</p> <p>※ 事業者は、従業者の清潔の保持及び健康状態の管理に努めるべきであり、特に、従業者が感染源となることを予防し、また従業者を感染の危険から守るため、手指を洗浄するための設備や使い捨ての手袋等感染を予防するための備品等を備えるなど対策を講じ、このほか次の点に留意してください。</p> <p>ア 感染症又は食中毒の発生及びまん延を防止するための措置等について、必要に応じて保健所の助言、指導を求めるとともに、常に密接な連携を保つこと。</p> <p>イ 特にインフルエンザ対策、腸管出血性大腸菌感染症対策、レジオネラ症対策等については、その発生及びまん延を防止するための措置について、別途通知等が発出されているので、これに基づき、適切な措置を講じること。</p> <p>ウ 空調設備等により事業所内の適温の確保に努めること。</p>	はい・いいえ はい・いいえ	平24条例38第29条（準用第8条の2第3項） 平25規則26第88条（準用第72条） 平18厚労令171第125条（準用第90条） 準用（基準解釈通知第4・3(20)①）				
30 感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための措置	<p>感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じていますか。</p> <p>※ 感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように講ずるべき措置については、具体的には次のアからエまでの取扱いとしてください。</p> <p>(1) 感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知を徹底していますか。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding: 5px; width: 25%;">委員会開催日</td> <td style="padding: 5px;"></td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">周知方法</td> <td style="padding: 5px;"></td> </tr> </table> <p>ア 「感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会」 当該事業所における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（以下「感染対策委員会」という。）であり、幅広い職種（例えば、施設長（管理者）、事務長、医師、看護職員、生活支援員、栄養士又は管理栄養士）により構成。構成メンバーの責務及び役割分担を明確にするとともに、専任の感染対策を担当する者（以下「感染対策担当者」という。）を決めておくことが必要です。感染対策委員会は、入所者の状況など施設等の状況に応じ、おおむね3月に1回以上、定期的に開催するとともに、感染症が流行する時期等を勘案して必要に応じ随時開催する必要があります。</p>	委員会開催日		周知方法		はい・いいえ はい・いいえ	平24条例38第29条（準用第22条の2） 厚労令171第125条（準用第90条） 平24条例38第29条（準用第22条の2第1号） 準用（基準解釈通知第4・3(20)②）
委員会開催日							
周知方法							

自主点検項目	自主点検のポイント	点検結果	根拠法令等				
	<p>感染対策委員会は、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとします。ただし、障害のある者が参加する場合には、その障害の特性に応じた適切な配慮を行ってください。この際、個人情報保護委員会「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン」等を遵守してください。</p> <p>なお、感染対策委員会は、運営委員会など指定障害者支援施設等の他の委員会と独立して設置・運営することが必要ですが、関係する職種、取り扱う事項等が相互に関係が深いと認められる他の会議体を設置している場合、これと一体的に設置・運営することとして差し支えありません。感染対策担当者は看護師であることが望ましいです。</p> <p>また、事業所外の感染管理等の専門家を委員として積極的に活用することが望ましいです。</p> <p>(2) 感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備していますか。</p> <p>イ 「感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針」事業所における「感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針」には、平常時の対策及び発生時の対応を規定してください。</p> <p>平常時の対策としては、指定短期入所事業所内の衛生管理（環境の整備、排泄物の処理、血液・体液の処理等）、日常の支援にかかる感染対策（標準的な予防策（例えば、血液・体液・分泌液・排泄物（便）などに触れるとき、傷や創傷皮膚に触れるときどのようにするかなどの取り決め）、手洗いの基本、早期発見のための日常の観察項目）等、発生時の対応としては、発生状況の把握、感染拡大の防止、医療機関や保健所、市町村における事業所関係課等の関係機関との連携、医療処置、行政への報告等が想定されます。また、発生時における指定短期入所事業所内の連絡体制や前記の関係機関への連絡体制を整備し、明記しておくことも必要です。</p> <p>なお、それぞれの項目の記載内容の例については、「障害福祉サービス施設・事業所職員のための感染対策マニュアル」も踏まえて検討してください。</p> <p>(3) 従業者に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的に実施していますか。</p>	はい・いいえ	平24条例38第29条（準用第22条の2第2号） 準用（基準解釈通知第4・3(20)②）				
	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding: 5px;">研修実施日</td><td style="background-color: #f0e6d2; width: 400px;"></td></tr> <tr> <td style="padding: 5px;">訓練実施日</td><td style="background-color: #f0e6d2; width: 400px;"></td></tr> </table>	研修実施日		訓練実施日		はい・いいえ	平24条例38第29条（準用第22条の2第3号）
研修実施日							
訓練実施日							
	<p>ウ 「感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練」従業者に対する「感染症の予防及びまん延の防止のための研修」の内容は、感染対策の基礎的内容等の適切な知識を普及・啓発するとともに、当該指定短期入所事業所における指針に基づいた衛生管理の徹底や衛生的な支援の励行を行うものとします。</p> <p>職員教育を組織的に浸透させていくためには、当該指定短期入所事業所が指針に基づいた研修プログラムを作成し、定期的な教育（年2回以上）を開催するとともに、新規採用時には必ず感染対策研修を実施することが重要です。また、調理や清掃などの業務を委託する場合には、委託を受けて行う者に対しても、施設の指針が周知されるようにする必要があります。</p> <p>また、研修の実施内容についても記録が必要です。</p> <p>研修の実施は、厚生労働省「障害福祉サービス施設・事業所職員のための感染対策マニュアル」等を活用するなど、指定短期入所事業所内で行うものでも差し支えなく、当該指定短期入所事業所の実態に応じ行ってください。</p>	はい・いいえ	準用（基準解釈通知第4・3(20)②）				

自主点検項目	自主点検のポイント	点検結果	根拠法令等
31 協力医療機関等	<p>また、平時から、実際に感染症が発生した場合を想定し、発生時の対応について、訓練（シミュレーション）を定期的（年2回以上）に行うことが必要です。訓練においては、感染症発生時において迅速に行動できるよう、発生時の対応を定めた指針及び研修内容に基づき、指定短期入所事業所内の役割分担の確認や、感染対策をした上で支援の演習などを実施するものとします。</p> <p>訓練の実施は、机上を含めその実施手法は問わないものの、机上及び実地で実施するものを適切に組み合わせながら実施することが適切です。</p> <p>利用者の病状の急変等に備えるため、あらかじめ、協力医療機関を定めていますか。</p> <p>① 協力医療機関名 : [REDACTED] ② 協定 : 有・無 ③ 協定年月日 : [REDACTED] 年 [REDACTED] 月 [REDACTED] 日 ④ 診療科目 : [REDACTED]</p> <p>※ 協力医療機関は、指定短期入所事業所から近距離にあることが望ましいです。</p>	はい・いいえ	平25規則26第88条（準用第73条） 平18厚労令171第125条（準用第91条） 準用（基準解釈通知第5・3(10)）
32 揭示	<p>事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、従業者の勤務体制、協力医療機関その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要な事項を掲示していますか。</p> <p>※ 運営規程の概要、従業者の勤務体制、事故発生時の対応、苦情処理の体制、提供するサービスの第三者評価の実施状況（実施の有無、実施した直近の年月日、実施した評価機関の名称、評価結果の開示状況）等の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要な事項を事業所の見やすい場所に掲示することを規定したのですが、次に掲げる点に留意してください。</p> <p>ア 事業所の見やすい場所とは、重要な事項を伝えるべき利用者又はその家族等に対して見やすい場所のことであること。 イ 従業者の勤務体制については、職種ごと、常勤・非常勤ごと等の人数を掲示する趣旨であり、従業者の氏名まで掲示することを求めるものではないこと。</p> <p>※ 重要な事項を記載したファイル等を利用者又はその家族等が自由に閲覧可能な形で事業所内に備え付けることで掲示に代えることができます。</p>	はい・いいえ	平25規則26第88条（準用第74条） 平18厚労令171第125条（準用第92条） 基準解釈通知第3・3(25)① 基準解釈通知第3・3(25)②
33 秘密保持	<p>(1) 従業者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしていませんか。</p> <p>※ 秘密を保持すべき旨を就業規則に規定する、誓約書等をとるなどの措置を講じてください。</p> <p>(2) 従業者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じていますか。</p> <p>※ 従業者及び管理者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、職員の雇用時に取り決めるなどの措置を講じてください。</p> <p>(3) 他の障害福祉サービス事業者等に対して、利用者又はその家族に関する情報を提供する際は、あらかじめ文書により当該利用者又はその家族の同意を得ていますか。</p> <p>(4) 「個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)」、「個人情報に関する基本方針（平成16年4月2日閣議決定）及び「個人情報保護に関する法律についてのガイドライン(H28.11月個人情報保護委員会)」に基づき、入所者及びその家族の個人情報を適切に取り扱っていますか。</p> <p>貴事業所が実施する個人情報保護に関する取組について記入してください。</p>	はい・いいえ はい・いいえ はい・いいえ はい・いいえ	平24条例38第29条（準用第9条） 厚労令171第125条（準用第36条） 準用（基準解釈通知第3・3(24)②） 準用（基準解釈通知第3・3(27)③） 個人情報の保護に関する法律

自主点検項目	自主点検のポイント				点検結果	根拠法令等		
	安全管理措置	組織体制の整備	研修の実施					
		その他 ()						
	第三者提供に係る記録の方法	その都度記録を作成	一括して記録を作成					
		その他 ()						
	苦情対応窓口	有 (部署名 :)				無		
34 情報の提供等	<p>※ 「個人情報の保護に関する法律」の概要</p> <p>① 利用目的をできる限り特定し、その利用目的の達成に必要な範囲内で個人情報を取り扱うこと。（法令に基づく場合、人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき等を除く。）</p> <p>② 個人情報は適正な手段により取得し、あらかじめその利用目的を明示している場合を除き、速やかにその利用目的を本人に通知又は公表すること。なお、要配慮個人情報については、事前に本人の同意を得ること。</p> <p>③ 個人データについては、正確・最新の内容に保つよう努め、漏えい、滅失又はき損の防止等安全管理措置を講じるとともに、従業者及び委託先を監督すること。</p> <p>④ 第三者に個人データの提供する場合は、あらかじめ本人の同意を得た上で行い、提供年月日、本人から同意を得ている旨、当該第三者の氏名又は名称等、当該個人データにより識別される本人の氏名等、当該個人データの項目について記録し、適正に保存すること。 また、第三者から個人データの提供を受ける場合は、当該第三者の氏名及び住所等、当該第三者による個人データ取得の経緯について確認した上で受領し、当該確認した情報、個人データ受領年月日、同意を得ている旨、当該個人データにより識別される本人の氏名等、当該個人データの項目について記録し、適正に保存すること。（保存期間は個人データの作成方法による。最長3年。）</p> <p>⑤ 保有個人データについては、当該個人情報取扱事業者の氏名又は名称、利用目的等について、本人の知り得る状態に置き、本人が利用目的の通知、開示、内容の訂正、追加、削除、利用停止等を求めたときは、適切に対応すること。</p> <p>⑥ 苦情の処理に努め、そのための体制の整備をすること。</p>							
	<p>※ 用語の定義</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「個人情報」 生存する個人に関する情報であって、その情報に含まれる氏名、生年月日等により特定の個人を識別できるもの又は個人識別符号（DNA、指紋、マイナンバー、被保険者証の記号・番号等）が含まれるもの ・「要配慮個人情報」 本人の人権、信条、社会的身分、病歴、犯罪歴、犯罪被害者となった事実、診療録等の診療記録、健康診断の結果、障害、その他本人に対する不当な差別、偏見その他不利益が生じないようにその取扱いに特に配慮を要する個人情報 ・「個人データ」 個人情報データベース等を構成する個人情報 							
	<p>※ 個人情報については、安全管理の観点(第三者の目につかないようにする等)から、鍵のかかるロッカー・キャビネット等への保管が望ましいです。</p>							
	<p>(1) 利用希望者が適切かつ円滑に利用できるよう、当該事業所が実施する事業内容の情報提供に努めていますか。</p>							
	<p>(2) 当該事業所について広告をする場合、その内容が虚偽又は誇大なものとなっていましたか。</p>							
35 利益供与等の禁	<p>(1) 相談支援事業者、他の障害福祉サービス事業者等又はその従業者</p>							

自主点検項目	自主点検のポイント	点検結果	根拠法令等						
正	<p>に対し、利用者又はその家族に当該施設を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を供与していませんか。</p> <p>(2) 相談支援事業者、他の障害福祉サービス事業者等又はその従業者から、利用者又は家族を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を收受していませんか。</p> <p>(3) (1) 及び (2) の「他の障害福祉サービスの事業を行う者等」は、障害福祉サービス事業者以外の事業者や個人を含むものであり、具体的には、「指定短期入所事業者が、当該サービスの利用希望者を紹介した者（障害福祉サービス事業者以外の事業者）に対し、その対償として、金品等の利益の供与を行うこと」や「利用者が友人を紹介した際に、紹介した利用者と紹介された友人に金品を授与すること」なども当該規定に違反するものである。</p>	はい・いいえ	用第51未第1項) 平18厚労令171第125条（準用第38条第1項） 平25規則26第88条（準用第31条第2項） 平18厚労令171第125条（準用第38条第2項）						
36 苦情解決	<p>(1) 利用者又は家族からのサービスに関する苦情に迅速かつ適切に対応するため、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じていますか。（苦情解決体制を重要事項説明書等に記載し、当該施設に掲示することが望ましいです。）</p> <p><苦情解決体制を記載してください。></p> <table border="1"> <tr> <td>苦情受付担当者（職・氏名）</td> <td></td> </tr> <tr> <td>苦情受付担当者（職・氏名）</td> <td></td> </tr> <tr> <td>第三者委員（氏名）</td> <td></td> </tr> </table> <p>※ 「必要な措置」とは、具体的には次のとおりです。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 苦情を受け付けるための窓口を設置する。 ② 相談窓口、苦情処理の体制及び手順等当該事業所における苦情を処理するために講ずる措置の概要について明らかにする。 ③ 利用申込者又はその家族にサービスの内容を説明する文書に苦情に対する措置の概要についても併せて記載する。 ④ 苦情に対する措置の概要について事業所に掲示する。 <p>(2) 苦情を受けた場合には、当該苦情受付日、内容等を記録していますか。</p> <p>※ 苦情がサービスの質の向上を図る上で重要な情報であるとの認識に立ち、苦情の内容を踏まえ、サービスの質の向上に向けた取組を自ら行ってください。</p> <p>※ 記録の整備については、台帳等を作成し記録とともに、利用者個票等に個別の情報として記録することが望ましいです。</p> <p>※ 苦情の内容等の記録は、5年間保存しなければなりません。（「記録の整備」参照）</p> <p>(3) 提供したサービスに関し、法第10条第1項の規定により市町村が行う報告若しくは文書その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該市町村の職員からの質問若しくは事業所の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、及び利用者又はその家族からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行っていますか。</p> <p>(4) 提供したサービスに関し、法第48条第1項の規定により市町村長が行う報告若しくは帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該市町村の職員からの質問若しくは事業所の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、及び利用者又はその家族からの苦情に関して市町村長が行う調査に協力するとともに、市町村長から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行っていますか。</p> <p>(5) 市町村からの求めがあった場合には、(3)又は(4)の改善の内容を市町村に報告していますか。</p>	苦情受付担当者（職・氏名）		苦情受付担当者（職・氏名）		第三者委員（氏名）		はい・いいえ 該当なし はい・いいえ 該当なし はい・いいえ 該当なし はい・いいえ 該当なし はい・いいえ 該当なし はい・いいえ 該当なし はい・いいえ 該当なし	平25規則26第88条（準用第32条第1項） 平18厚労令171第125条（準用第39条第1項） 社会福祉事業の経営者による福祉サービスに関する苦情解決の仕組みの指針（H12.6.7、障452号、社援1352号、老発514号、児発575号） 準用（基準解釈通知第3・3(29)①） 平25規則26第88条（準用第32条第2項） 平18厚労令171第125条（準用第39条第2項） 平18厚労令171第125条（準用第39条第3項） 準用（基準解釈通知第3・3(26)②） 平25規則26第88条（準用第32条第3項） 平18厚労令171第125条（準用第39条第3項） 平25規則26第88条（準用第32条第5項） 平18厚労令171第125条（準用第39条第5項） 平25規則26第88条（準用第32条第6項） 平18厚労令171第125条（準用第39条第6項）
苦情受付担当者（職・氏名）									
苦情受付担当者（職・氏名）									
第三者委員（氏名）									

自主点検項目	自主点検のポイント	点検結果	根拠法令等				
	(6) 運営適正化委員会が社会福祉法第85条の規定により行う苦情解決に向けた調査、斡旋にできる限り協力していますか。	はい・いいえ・該当なし	平25規則26第88条（準用第32条第7項）				
37 事故発生時の対応	(1) サービス提供に際し事故が発生した場合は、市町村、当該利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じていますか。 ※ 事故が発生した場合の対応方法については、あらかじめ定めておくことが望ましいです。 ※ 事業所に自動体外式除細動器（AED）を設置することや救命講習等を受講することが望ましいです。なお、事業所の近隣にAEDが設置されており、緊急時に使用できるよう、地域においてその体制や連携を構築することでも差し支えありません。	はい・いいえ	平18厚労令171第125条（準用第39条第7項）				
	(2) 事故の状況及び事故の処置を、記録していますか。 ※ 記録の整備については、台帳等を作成し記録するとともに、利用者個票等に個別の情報として記録することが望ましいです。	はい・いいえ	平24条例38第29条（準用第10条第1項） 厚労令171第125条（準用第40条第1項） 準用（基準解釈通知第3・3(30)①）				
	(3) 利用者に対するサービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行っていますか。 ※ 損害賠償保険に加入しておくことが望ましいです。	はい・いいえ・該当なし	平24条例38第29条（準用第10条第3項） 厚労令171第125条（準用第40条第3項） 準用（基準解釈通知第3・3(30)③）				
	(4) 事故等が生じた際には、その原因を究明し、再発生を防ぐための対策を講じていますか。 ※ 「福祉サービスにおける危機管理（リスクマネジメント）に関する取組指針」（厚生労働省、平成14年3月28日福祉サービスにおける危機管理に関する検討会）を参考にしてください。	はい・いいえ	平24条例38第29条（準用第10条第2項） 厚労令171第125条（準用第40条第2項）				
38 虐待の防止	(1) 虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図っていますか。	はい・いいえ	平24条例38第29条（準用第10条の2） 厚労令171第125条（準用第40条の2）				
	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding: 5px; text-align: center;">委員会開催日</td> <td style="background-color: #f0e68c; width: 150px;"></td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px; text-align: center;">周知方法</td> <td style="background-color: #f0e68c;"></td> </tr> </table> ※ 虐待防止委員会の役割は、以下の3つがあります。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 虐待防止のための計画づくり（虐待防止の研修、労働環境・条件を確認・改善するための実施計画づくり、指針の作成） ・ 虐待防止のチェックとモニタリング（虐待が起こりやすい職場環境の確認等） ・ 虐待発生後の検証と再発防止策の検討（虐待やその疑いが生じた場合、事案検証の上、再発防止策を検討、実行） <p>虐待防止委員会の設置に向けては、構成員の責務及び役割分担を明確にするとともに、専任の虐待防止担当者（必置）を決めておくことが必要であり、虐待防止委員会の構成員には、利用者やその家族、専門的な知見のある外部の第三者等も加えるよう努めるものとします。</p> <p>なお、事業所単位でなく、法人単位での委員会設置も可であるため、事業所の規模に応じた対応を検討してください。</p> <p>虐待防止委員会の開催に必要となる人数については事業所の施設長（管理者）や虐待防止担当者（必置）が参画していれば最低人数は問いませんが、委員会での検討結果を従業者に周知徹底することが必要です。</p> <p>なお、虐待防止委員会は、少なくとも1年に1回は開催することが必要ですが、身体拘束等適正化検討委員会と関係する職種等が相互に関係が深いと認めるることも可能であることから、虐待防止委員会と一体的に設置・運営することも差し支えありません。</p>	委員会開催日		周知方法		はい・いいえ	平24条例38第29条（準用第10条の2） 厚労令171第125条（準用第40条の2） 準用（基準解釈通知第3・3(31)①）
委員会開催日							
周知方法							

自主点検項目	自主点検のポイント	点検結果	根拠法令等				
	<p>底する目的は、虐待の防止のための対策について、事業所全体で情報共有し、今後の未然防止、再発防止につなげるためのものであり、決して従業者の懲罰を目的としたものではないことに留意することが必要です。</p> <p>具体的には、次のような対応を想定しています。なお、虐待防止委員会における対応状況については、適切に記録の上、5年間保存してください。</p> <ul style="list-style-type: none"> ア 虐待（不適切な対応事例も含む）が発生した場合、当該事案について報告するための様式を整備すること。 イ 従業者は、虐待の発生ごとにその状況、背景等を記録するとともに、アの様式に従い、虐待について報告すること。 ウ 虐待防止委員会において、イにより報告された事例を集計し、分析すること。 エ 事例の分析に当たっては、虐待の発生時の状況等を分析し、虐待の発生原因、結果等をとりまとめ、当該事例の再発防止策を検討すること。 オ 労働環境・条件について確認するための様式を整備するとともに、当該様式に従い作成された内容を集計、報告し、分析すること。 カ 報告された事例及び分析結果を従業者に周知徹底すること。 キ 再発防止策を講じた後に、その効果について検証すること。 <p>※事業所は次のような項目を定めた「虐待防止のための指針」を作成することが望ましいです。</p> <ul style="list-style-type: none"> ア 事業所における虐待防止に関する基本的な考え方 イ 虐待防止委員会その他施設内の組織に関する事項 ウ 虐待防止のための職員研修に関する基本方針 エ 施設内で発生した虐待の報告方法等の方策に関する基本方針 オ 虐待発生時の対応に関する基本方針 カ 利用者等に対する当該指針の閲覧に関する基本方針 キ その他虐待防止の適正化の推進のために必要な基本方針 <p>(2) 従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的に実施していますか。</p> <table border="1" style="width: 100%; text-align: center; margin-top: 10px;"> <tr> <td style="width: 50%;">研修実施日</td> <td style="width: 50%; background-color: #f0e68c;"></td> </tr> </table> <p>※ 虐待防止のための研修の実施に当たっては、虐待防止の基礎的内容等適切な知識を普及・啓発するとともに、指針を作成した事業所においては当該指針に基づき、虐待防止の徹底を図るものとします。</p> <p>職員教育を組織的に徹底させていくためには、当該指定障害者支援施設の虐待防止委員会が作成した研修プログラムを実施し、定期的な研修を実施（年1回以上）するとともに、新規採用時には必ず虐待防止の研修を実施することが重要です。</p> <p>また、研修の実施内容について記録することが必要です。</p> <p>なお、研修の実施は、施設内で行う職員研修及び協議会又は基幹相談支援センター等が実施する研修に事業所が参加した場合でも差し支えありません。</p> <p>(3) (1)と(2)に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置いていますか。</p> <table border="1" style="width: 100%; text-align: center; margin-top: 10px;"> <tr> <td style="width: 50%;">担当者名</td> <td style="width: 50%; background-color: #f0e68c;"></td> </tr> </table> <p>※ 虐待防止のための担当者については、サービス管理責任者等を配置してください。なお、当該担当者及び管理者は、「地域生活支援事業の実施について」（平成18年8月1日障発第0801002号）の別紙2「地域生活支援促進事業実施要綱」の別記2-4の3(3)の都道府県が行う研修に参加することが望ましいです。</p>	研修実施日		担当者名		はい・いいえ	<p>準用（基準解釈通知第3・3(31)②）</p> <p>平24条例38第29条（準用第10条の2第2号）</p> <p>厚労令171第125条（準用第40条の2第2号）</p> <p>準用（基準解釈通知第3・3(31)③）</p> <p>平24条例38第29条（準用第10条の2第3号）</p> <p>厚労令171第125条（準用第40条の2第3号）</p>
研修実施日							
担当者名							

自主点検項目	自主点検のポイント	点検結果	根拠法令等		
39 身体拘束等の禁止	<p>(1) サービスの提供に当たっては、利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為を行っていませんか。</p> <p>※ 身体拘束の具体的な内容としては、以下のような行為が該当すると考えられます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 車いすやベッドなどに縛り付ける。 ② 手指の機能を制限するために、ミトン型の手袋を付ける。 ③ 行動を制限するために、介護衣（つなぎ服）を着せる。 ④ 支援者が自分の体で利用者を押さえつけて行動を制限する。 ⑤ 行動を落ちつかせるために、向精神薬を過剰に服用させる。 ⑥ 自分の意思で開けることのできない居室等に隔離する。 <p>(2) やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その態様、時間、その際の利用者の心身状況、緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録していますか。</p> <p>※ 緊急やむを得ない理由については、切迫性、非代替性、一時性の三つの要件全てを満たし、かつ、組織としてそれらの要件の確認等の手続きを行った旨を記録しなければなりません。</p> <p>※ やむを得ず行う身体拘束等、本人の行動制限については、組織として慎重に検討し、個別支援計画にも記載して本人・家族に十分説明し、同意を得て行うものとし、本人の態様や措置の内容を記録してください。（「障害者福祉施設・事業所における障害者虐待の防止と対応の手引き」（平成24年9月、厚労省通知より））</p> <p>(3) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図っていますか。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <tr> <td style="padding: 5px;">委員会開催日</td> <td style="background-color: #f2e6d2; padding: 5px;"></td> </tr> </table> <p>※ 身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（「身体拘束適正化検討委員会」という。）は、事業所に従事する幅広い職種により構成します。構成員の責務及び役割分担を明確にするとともに、専任の身体拘束等の適正化対応策を担当する者を決めておくことが必要です。身体拘束適正化検討委員会には、第三者や専門家の活用に努めることとし、その方策として、医師（精神科専門医等）、看護職員等の活用が考えられます。また、事業所単位でなく、法人単位での委員会設置も可能であるため、事業所の規模に応じた対応を検討してください。</p> <p>なお、身体拘束適正化検討委員会は、少なくとも1年に1回は開催することが必要ですが、虐待防止委員会と関係する職種等が相互に関係が深いと認めることも可能であることから、虐待防止委員会と一緒に設置・運営すること（虐待防止委員会において、身体拘束等の適正化について検討する場合も含む。）も差し支えありません。</p> <p>事業所が、報告、改善のための方策を定め、周知徹底する目的は、身体拘束等の適正化について、事業所全体で情報共有し、不適切な身体拘束等の再発防止や身体拘束等を行わない支援方法の検討につなげるためのものであり、決して従業者の懲罰を目的としたものではないことに留意することが必要です。</p> <p>身体拘束適正化検討委員会における具体的な対応は、次のようなことを想定しています。なお、身体拘束適正化検討委員会における対応状況については、適切に記録の上、5年間保存ください。</p> <ul style="list-style-type: none"> ア 身体拘束等について報告するための様式を整備すること。 イ 従業者は、身体拘束等の発生ごとにその状況、背景等を記録するとともに、アの様式に従い、身体拘束等について報告すること。 ウ 身体拘束適正化検討委員会において、イにより報告された事例を集計し、分析すること。なお、イにより報告された事例がない場合にも、身体拘束等の未然防止の観点から、利用者に対する支援の状況等を確認することが必要である。 	委員会開催日		はい・いいえ	平24条例38第29条（準用第8条の4第1項） 厚労令171第125条（準用第35条の2第1項）
委員会開催日					
		はい・いいえ・該当なし	平24条例38第29条（準用第8条の4第2項） 厚労令171第125条（準用第35条の2第2項） 準用（基準解釈通知第3・3(26)①）		

自主点検項目	自主点検のポイント	点検結果	根拠法令等		
	<p>エ 事例の分析に当たっては、身体拘束等の発生時の状況等を分析し、身体拘束等の発生原因、結果等をとりまとめ、当該事例の適正性と廃止へ向けた方策を検討すること。</p> <p>オ 報告された事例及び分析結果を従業者に周知徹底すること。</p> <p>カ 廃止へ向けた方策を講じた後に、その効果について検証すること。</p> <p>(4) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備していますか。</p> <p>※ 身体拘束等の適正化のための指針</p> <p>次のような項目を盛り込んでください。</p> <p>ア 施設における身体拘束等の適正化に関する基本的な考え方</p> <p>イ 身体拘束適正化検討委員会その他施設内の組織に関する事項</p> <p>ウ 身体拘束等の適正化のための職員研修に関する基本方針</p> <p>エ 施設内で発生した身体拘束等の報告方法等の方策に関する基本方針</p> <p>オ 身体拘束等発生時の対応に関する基本方針</p> <p>カ 入所者等に対する当該指針の閲覧に関する基本方針</p> <p>キ その他身体拘束等の適正化の推進のために必要な基本方針</p> <p>(5) 従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的に実施していますか。</p>	はい・いいえ	平24条例38第29条（準用第8条の4第3項第2号） 準用（基準解釈通知第3・3(26)③）		
	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding: 5px; width: 30%;">研修実施日</td> <td style="padding: 5px;"></td> </tr> </table>	研修実施日		はい・いいえ	平24条例38第29条（準用第8条の4第3項第3号） 準用（基準解釈通知第3・3(26)④）
研修実施日					
40 地域との連携	<p>※ 従業者に対する身体拘束等の適正化のための研修の実施</p> <p>身体拘束等の適正化の基礎的内容等適切な知識を普及・啓発するとともに、当該指定障害者支援施設における指針に基づき、適正化の徹底を図るものとします。</p> <p>職員教育を組織的に徹底させていくためには、当該指定障害者支援施設が指針に基づいた研修プログラムを作成し、定期的な研修を実施（年1回以上）するとともに、新規採用時には必ず身体拘束等の適正化の研修を実施することが重要です。</p> <p>また、研修の実施内容について記録することが必要です。</p> <p>なお、研修の実施に当たっては、施設内で行う職員研修で差し支えなく、他の研修と一緒に実施する場合や他の研修プログラムにおいて身体拘束等の適正化について取り扱う場合、例えば、虐待防止に関する研修において身体拘束等の適正化について取り扱う場合は、身体拘束等の適正化のための研修を実施しているものとみなして差し支えありません。</p>	はい・いいえ	平24規則26第88条（準用第59条）		
41 会計の区分	<p>運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力をを行う等、地域との交流に努めていますか。</p> <p>※ 地域の住民やボランティア団体等の連携及び協力をを行う等の地域との交流に努めてください。</p> <p>事業所ごとに経理を区分するとともに、当該事業の会計とその他の事業の会計を区分していますか。</p>	はい・いいえ	厚労令171第125条（準用第74条） 平25規則26第88条（準用第33条） 平18厚労令171第125条（準用第41条）		
42 記録の整備	<p>(1) 従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備していますか。</p> <p>(2) 利用者に対するサービスの提供に関する次の諸記録を整備し、その完結の日から5年間保存していますか。</p> <p>① 提供した具体的なサービスの内容等の記録 ② 短期入所計画 ③ 身体拘束等の記録 ④ 苦情内容等の記録 ⑤ 事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録</p>	はい・いいえ はい・いいえ	平25規則26第88条（準用第34条第1項） 平18厚労令171第125条（準用第42条第1項） 平25規則26第88条（準用第34条第2項） 準用（基準解釈通知第3・3(33)）		

自主点検項目	自主点検のポイント	点検結果	根拠法令等
43 電磁的記録等	<p>⑥ 市町村への通知に係る記録（平25規則26第88条において準用する第23条）</p> <p>(1) 事業所及びその従業者は、作成、保存その他これらに類するもののうち、書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行なうことが規定されている又は想定されるものについては、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行っていますか。</p> <p>※ 電磁的記録について</p> <p>書面の作成、保存等を次に掲げる電磁的記録により行なうことができることしたものです。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 電磁的記録による作成は、施設等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法または磁気ディスク等をもって調製する方法によること。 ② 電磁的記録による保存は、以下のいずれかの方法によること。 <ul style="list-style-type: none"> ア 作成された電磁的記録を事業者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスク等をもって調製するファイルにより保存する方法 イ 書面に記載されている事項をスキャナ等により読み取ってできた電磁的記録を事業者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスク等をもって調製するファイルにより保存する方法 ③ その他、基準第57条第1項において電磁的記録により行なうことができるとしているものは、①及び②に準じた方法によること。 ④ また、電磁的記録により行なう場合は、個人情報保護委員会「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン」等を遵守すること。 <p>(2) 事業者等及びその従業者は、交付、説明、同意、承諾、締結その他これらに類するもの（以下「交付等」という。）のうち、書面で行なうことが規定されている又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、書面に代えて、電磁的方法（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によって認識することができない方法をいう。）により行っていますか。</p> <p>※ 書面で行なうことが規定されている又は想定される交付等（交付、説明、同意、締結その他これらに類するものをいう。）について、当該交付等の相手方の利便性向上及び事業者等の業務負担軽減等の観点から、事業者等は、事前に当該交付等の相手方の承諾を得た上で、次に掲げる電磁的方法によることができることとしたものです。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 電磁的方法による交付は、以下のアからオまでに準じた方法によること。 <ul style="list-style-type: none"> ア 事業者等は、利用申込者からの申出があった場合には、基準第9条第1項の規定による文書の交付に代えて、エで定めるところにより、当該利用申込者の承諾を得て、当該文書に記すべき重要事項を電磁的方法により提供することができます。この場合において、当該施設等は、当該文書を交付したものとみなします。 <ul style="list-style-type: none"> a 電子情報処理組織を使用する方法のうち(a)又は(b)に掲げるるもの <ul style="list-style-type: none"> (a) 事業者等の使用に係る電子計算機と利用申込者の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法 (b) 事業者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された基準第9条第1項に規定する重要な事項を電気通信回線を通 	<p>はい・いいえ・ 該当なし</p>	<p>平25規則26第168条 平18厚労令171第224条 基準解釈通知第17・2</p>

自主点検項目	自主点検のポイント	点検結果	根拠法令等
	<p>基準第9条第1項に規定する重要事項を電気通信回線を通じて利用申込者の閲覧に供し、当該利用申込者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該重要事項を記録する方法（電磁的方法による提供を受ける旨の承諾又は受けない旨の申出をする場合にあっては、事業者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法）</p> <p>b 磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに基準第9条第1項に規定する重要事項を記録したものを受け取る方法</p> <p>イ アに掲げる方法は、利用申込者がファイルへの記録を出力することによる文書を作成することができるものでなければなりません。</p> <p>ウ アの「電子情報処理組織」とは、事業者等の使用に係る電子計算機と、利用申込者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいいます。</p> <p>エ 事業者等は、アの規定により基準第9条第1項に規定する重要事項を提供しようとするときは、あらかじめ、当該利用申込者に対し、その用いる次に掲げる電磁的方法の種類及び内容を示し、文書又は電磁的方法による承諾を得なければなりません。</p> <p>a アのa及びbに規定する方法のうち事業者等が使用するもの</p> <p>b ファイルへの記録の方法</p> <p>オ エの規定による承諾を得た施設等は、当該利用申込者から文書又は電磁的方法により電磁的方法による提供を受けない旨の申出があったときは、当該利用申込者に対し、基準第9条第1項に規定する重要事項の提供を電磁的方法によってしてはなりません。ただし、当該利用申込者が再びエの規定による承諾をした場合は、この限りではありません。</p> <p>② 電磁的方法による同意は、例えば電子メールにより当該同意の相手方が同意の意思表示をした場合等が考えられること。なお、「押印についてのQ&A（令和2年6月19日内閣府・法務省・経済産業省）」を参考にしてください。</p> <p>③ 電磁的方法による締結は、当該締結の相手方と施設等の間の契約関係を明確にする観点から、書面における署名又は記名・押印に代えて、電子署名を活用することが望ましいこと。なお、「押印についてのQ&A（令和2年6月19日内閣府・法務省・経済産業省）」を参考にしてください。</p> <p>④ その他、基準第224条第2項において電磁的方法によることができるとされているものは、①から③までに準じた方法によること。ただし、基準又はこの通知の規定により電磁的方法の定めがあるものについては、当該定めに従ってください。</p> <p>⑤ また、電磁的方法による場合は、個人情報保護委員会「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン」等を遵守してください。</p>		

第1－5 その他

1 変更の届出等	<p>事業所の名称及び所在地その他下記の事項に変更があったとき、又は事業を再開したときは、10日以内にその旨を市長（市福祉部障害者福祉課）に届け出ていますか。</p> <p>① 施設の名称及び所在地 ② 設置者の名称及び主たる事務所の所在地並びにその代表者の氏名、生年月日、住所及び職名 ③ 設置者の定款、寄附行為等及びその登記事項証明書又は条例等（当該指定に係る事業に関するものに限る。） ④ 建物の構造概要及び平面図（各室の用途を明示するものとする。）並びに設備の概要 ⑤ 施設の管理者及びサービス管理責任者の氏名、生年月日、住所及</p>	はい・いいえ・ 該当なし	法第46条第3項 法施行規則第34条の26
----------	--	-----------------	------------------------------

自主点検項目	自主点検のポイント	点検結果	根拠法令等				
2 業務管理体制の整備	<p>⑤ 業務管理体制の整備</p> <p>⑥ 運営規程</p> <p>⑦ 介護給付費・訓練等給付費の請求に関する事項</p> <p>⑧ 協力医療機関の名称、診療科目、契約内容等</p> <p>(1) 業務管理体制を適切に整備し、関係行政機関に届け出ていますか。</p> <table border="1"> <tr> <td>届出年月日</td> <td></td> </tr> <tr> <td>届出先</td> <td></td> </tr> </table> <p>(届出先)</p> <p>① 指定事業所等が2以上の都道府県に所在する事業者・・・厚生労働大臣</p> <p>② 全ての指定事業所が1の指定都市の区域に所在する事業者・・・指定都市の長</p> <p>③ ①及び②以外の事業者・・・埼玉県知事</p> <p>※ 事業者が整備等する業務管理体制の内容は次のとおりです。</p> <p>ア 事業所数20未満</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 整備届出事項：法令遵守責任者 ・ 届出書の記載すべき事項：名称又は氏名、主たる事務所の所在地、代表者氏名等、法令遵守責任者氏名等 <p>イ 事業所数20以上100未満</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 整備届出事項：法令遵守責任者、法令遵守規程 ・ 届出書の記載すべき事項：名称又は氏名、主たる事務所の所在地、代表者氏名等、法令遵守責任者氏名等、法令遵守規程の概要 <p>ウ 事業所数100以上</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 整備届出事項：法令遵守責任者、法令遵守規程、業務執行監査の定期的実施 ・ 届出書の記載すべき事項：名称又は氏名、主たる事務所の所在地、代表者氏名等、法令遵守責任者氏名等、法令遵守規程の概要、業務執行監査の方法の概要 <p>(2) 業務管理体制（法令等遵守）についての考え方（方針）を定め、職員に周知していますか。</p> <p>(3) 業務管理体制（法令等遵守）について、具体的な取組を行っていますか。</p> <p>※ 行っている具体的な取組（例）を○を入力してください。</p> <p> <input type="checkbox"/> 介護報酬の請求等のチェックを実施</p> <p> <input type="checkbox"/> 内部通報、事故報告に対応している</p> <p> <input type="checkbox"/> 業務管理体制（法令等遵守）についての研修を実施している</p> <p> <input type="checkbox"/> その他（<input type="text"/>）</p> <p>(4) 業務管理体制（法令等遵守）の取組について、評価・改善活動を行っていますか。</p>	届出年月日		届出先		<p>はい・いいえ</p> <p>はい・いいえ</p> <p>はい・いいえ</p>	法第51条の2
届出年月日							
届出先							

自主点検項目	自主点検のポイント	点検結果	根拠法令等
第2－1 介護給付費の算定及び取扱い			
基本的事項	(1) 費用の額は、平成18年厚生労働省告示第523号の別表「介護給付費等単位数表 第7短期入所」により算定していますか。 (2) 費用の額は、平成18年厚生労働省告示第539号の「厚生労働大臣が定める1単位の単価」に、別表に定める単位数を乗じて算定していますか。 (3) (1)、(2)の規定により費用の額を算定した場合において、その額に1円未満の端数があるときは、その端数金額は切り捨てて計算していますか。	はい・いいえ はい・いいえ はい・いいえ	平18厚労告523第1号 平18厚労告523第1号 平18厚労告523第2号
第2－2 短期入所サービス費			
1 短期入所サービス費	イ 福祉型（強化）短期入所サービス費（I）～（IV）については、次に該当する場合に、障害支援区分に応じ、1日につきそれぞれ所定単位数を算定していますか。 (1) 福祉型短期入所サービス費（I） →区分1以上に該当する者に対し、短期入所を行った場合 (2) 福祉型短期入所サービス費（II） →区分1以上に該当する者が、生活介護等（＊）を利用した日に短期入所を行った場合 （＊）“生活介護等”とは生活介護、自立訓練（機能訓練）、自立訓練（生活訓練）、就労移行支援、就労継続支援A型、就労継続支援B型をいいます。 (3) 福祉型短期入所サービス費（III） →障害児支援区分1以上に該当する障害児に対し、短期入所を行った場合 (4) 福祉型短期入所サービス費（IV） →障害児支援区分1以上に該当する障害児が、通所支援を利用した日に短期入所を行った場合 ※ 福祉型“強化”短期入所サービス費については、事業所に看護職員を常勤で1以上配置する場合は福祉型強化短期入所サービス費を算定します。なお、この場合において、スコア表の項目の欄に掲げるいずれかの医療行為を必要とする状態である者等に対し支援をした場合は、同一日の利用者全員に福祉型強化短期入所サービス費を算定可能としますが、該当する者等がいない日については福祉型短期入所サービス費を算定してください。 ロ 医療型短期入所サービス費（I）～（III）及び医療型特定短期入所サービス費（I）～（VI）については、次に該当する場合に、施設又は利用者が有する障害の種類に応じ、1日につきそれぞれ所定単位数を算定していますか。 (1) 医療型（特定）短期入所サービス費（I） →重症心身障害者（児）（＊）等に対し、医療法第1条の5第1項に規定する病院が、看護職員の数について以下のいずれにも該当して短期入所を行った場合 <ul style="list-style-type: none">・ 常時、当該病棟の入院患者の数に対して7又はその端数を増すごとに1以上配置していること。 ただし、当該病棟において、1日に看護を行う看護職員の数が当該病棟の入院患者の数に対して7又はその端数を増すごとに1以上配置している場合には、夜勤を行う看護職員の数を2以上配置すれば足ります。・ 当該病棟において、看護職員の最小必要数の70/100以上が看護師であること。 (＊) 重症心身障害者（児）等とは、以下に掲げる状態にいずれかに該当する者をいいます。（以下同様。） <ul style="list-style-type: none">・ (1)、(2)若しくは(3)に規定する利用者<ul style="list-style-type: none">(1) 区分6に該当し、気管切開を伴う人工呼吸器による呼吸管理を行っている者(2) 区分5（区分省令第1条第6号に掲げる区分5をいいます。以下同じ。）以上に該当し、次の(一)から(四)までのいずれかに該当する者<ul style="list-style-type: none">(一) 進行性筋萎縮症に罹患している者又は重度の知的障害及び精神障害を有する者	はい・いいえ・該当なし はい・いいえ・該当なし	平18厚労告523別表第7・1 報酬留意事項通知第2・2(7)② 平18厚労告523別表第7・1注5

自主点検項目	自主点検のポイント	点検結果	根拠法令等
	<p>障害及び重度の肢体不自由が重複している者（以下「重症心身障害者」という。）であること。</p> <p>(二) 児童福祉法に基づく指定通所支援及び基準該当通所支援に要する費用の額の算定に関する基準（平成24年厚生労働省告示第122号）別表障害児通所給付費等単位数表第1の1の表（以下「スコア表」という。）の項目の欄に規定するいざれかの医療行為を必要とする状態であって、スコア表のそれぞれの項目に係る基本スコア及び見守りスコアを合算し、16点以上である者であること。</p> <p>(三) 別に厚生労働大臣が定める基準に適合すると認められた者であって、スコア表の項目の欄に規定するいざれかの医療行為を必要とする状態であり、スコア表のそれぞれの項目に係る基本スコア及び見守りスコアを合算し、8点以上であるものであること。</p> <p>(四) 別に厚生労働大臣が定める基準に適合すると認められた遷延性意識障害者であって、スコア表の項目の欄に規定するいざれかの医療行為を必要とする状態であり、スコア表のそれぞれの項目に係る基本スコア及び見守りスコアを合算し、8点以上であるものであること。</p> <p>(3) (1)及び(2)に掲げる者に準ずる者として、機能訓練、療養上の管理、看護及び医学的管理の下における介護その他必要な医療並びに日常生活上の世話を要する障害者であって、常時介護を要するものであると市町村が認めたものであること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・重症心身障害児（重度の知的障害及び重度の肢体不自由が重複している障害児をいう。以下同じ。）又は別に厚生労働大臣が定める者 <p>*別に厚生労働大臣が定める者</p> <p>障害児であってスコア表の項目に掲げるいざれかの医療行為を必要とする状態にあり、スコア表のそれぞれの項目に係る基本スコア及び見守りスコアを合算し、16点以上である者</p> <p>※ 日中のみの短期入所を行った場合には、医療型「特定」短期入所サービス費（I）を算定してください。</p> <p>(2) 医療型（特定）短期入所サービス費（II） → 重症心身障害者（児）等に対し、病院若しくは医療法第1条の5第2項に規定する診療所（医療型短期入所サービス費にあっては19人以下の患者を入院させるための施設を有するもの）又は介護保険法第8条第28項に規定する介護老人保健施設若しくは同条第29項に規定する介護医療院が短期入所を行った場合</p> <p>※ 日中のみの短期入所を行った場合には、医療型「特定」短期入所サービス費（II）を算定してください。</p> <p>(3) 医療型（特定）短期入所サービス費（III） → 遷延性意識障害者等に対し、病院若しくは診療所（医療型短期入所サービス費にあっては19人以下の患者を入院させるための施設を有するもの）又は介護老人保健施設若しくは介護医療院が短期入所を行った場合</p> <p>※ 遷延性意識障害者等とは、以下に掲げる状態にいざれかに該当する者をいいます。</p> <p>① 区分1（障害児支援区分1）以上に該当し、かつ、次の各号に掲げる状態のうち、5以上の状態に適合する場合若しくはこれに準ずる障害者等</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 自力での移動が不可能であること 二 意味のある発語を欠くこと 三 意思疎通を欠くこと 四 視覚による認識を欠くこと 五 原始的な咀嚼、嚥下等が可能であっても、自力での食事摂取が不可能であること 		<p>報酬留意事項通知第2・2(7)③</p> <p>平18厚労告556第5の5</p> <p>平18厚労告523別表第7・1注8</p> <p>平18厚労告523別表第7・1注6</p> <p>平18厚労告523別表第7・1注9</p> <p>平18厚労告523別表第7・1注7</p>

自主点検項目	自主点検のポイント	点検結果	根拠法令等
	<p>六 排せつ失禁状態であること</p> <p>② 区分1（障害児支援区分2）以上に該当し、かつ、医師により筋萎縮性側索硬化症等の運動ニューロン疾患の分類に属する疾患有すると診断された障害者等</p> <p>※ 日中のみの短期入所を行った場合には、医療型「特定」短期入所サービス費（Ⅲ）を算定してください。</p> <p>※ 医療型短期入所サービス費（I）（II）（III）、又は医療型特定短期入所サービス費（I）（II）（III）を算定する場合には、日中活動サービス費に係る報酬は算定できません。</p> <p>(4) 医療型特定短期入所サービス費（IV） → 生活介護等又は指定通所支援等を利用した日において、医療型短期入所サービス費（I）の要件を満たして短期入所を提供した場合</p> <p>(5) 医療型特定短期入所サービス費（V） → 生活介護等又は指定通所支援等を利用した日において、医療型短期入所サービス費（II）の要件を満たして短期入所を提供した場合</p> <p>(6) 医療型特定短期入所サービス費（VI） → 生活介護等又は指定通所支援等を利用した日において、医療型短期入所サービス費（III）の要件を満たして短期入所を提供した場合</p> <p>※ ただし、（IV）又は（V）の算定対象となる利用者については、算定できません。</p>		平18厚労告523別表第7・1注10 平18厚労告523別表第7・1注6ウ 平18厚労告523別表第7・1注11 平18厚労告523別表第7・1注12 平18厚労告523別表第7・1注13
ハ 「特定」については、日中のみ短期入所を行った場合です。			
ニ 共生型短期入所（福祉型又は福祉型強化）サービス費（I）～（II）については、次に該当する場合に、障害支援区分に応じ、1日につきそれぞれ所定単位数を算定していますか。		はい・いいえ・該当なし	平18厚労告523別表第7・1注13の2
(1) 共生型短期入所（福祉型）サービス費（I） → 区分1又は障害児支援区分1以上に該当する利用者に対して、共生型短期入所を行った場合			平18厚労告523別表第7・1注13の3
(2) 共生型短期入所（福祉型）サービス費（II） → 利用者が、生活介護等又は指定通所支援等を利用した日において、共生型短期入所事業所において共生型短期入所を行った場合			平18厚労告523別表第7・1注13の4
(3) 共生型短期入所（福祉強化型）サービス費（I） → 別に厚生労働大臣が定める者に対して、看護職員を常勤で1人以上配置しているものとして市長に届け出た共生型短期入所事業所において共生型短期入所を行った場合			平18厚労告556第5の6
※ 別に厚生労働大臣が定める者 スコア表の項目の欄に掲げるいづれかの医療行為を必要とする状態であり、かつ、区分1又は障害児支援区分1以上に該当する者			
(4) 共生型短期入所（福祉強化型）サービス費（II） → 別に厚生労働大臣が定める者に対して、生活介護等又は指定通所支援等を利用した日において、看護職員を常勤で1人以上配置しているものとして都道府県知事に届け出た共生型短期入所事業所において共生型短期入所を行った場合			平18厚労告523別表第7・1注13の5
※ 別に厚生労働大臣が定める者：(3)と同じです。			
ホ 基準該当短期入所サービス費（＝省略）			
※ 短期入所の対象者について			報酬留意事項通知第2・2(7)①
短期入所については、次の（一）又は（二）のいづれかに該当し、かつ、居宅においてその介護を行う者の疾病その他の理由により、障害者支援施設等への短期間の入所を必要とする者が対象となります。 ただし、介護を行う者との同居をサービス利用の要件とするものではなく、単身の利用者であっても、本人の心身の状況等から市町村が特に必要と認める場合には、短期入所サービス費を算定することは可能です。 (一) 18歳以上の利用者 区分1以上			

自主点検項目	自主点検のポイント	点検結果	根拠法令等
	(二) 障害児 障害児に係る厚生労働大臣が定める区分（平成18年 厚生労働省告示第572号）に規定する区分1以上 ※ 短期入所の日数については、入所日及び退所日の両方を含みます。ただし、同一の敷地内における短期入所事業所、共生型短期入所事業所、共同生活援助事業所等、障害者支援施設等の間で、又は隣接若しくは近接する敷地における短期入所事業所等であつて相互に職員の兼務や設備の共用等が行われているもの（以下「隣接事業所等」と総称する。）の間で、利用者が一の隣接事業所等から退所したその日に他の隣接事業所等に入所する場合については、入所の日は含み、退所の日は含まれません。例えば、短期入所の利用者がそのまま併設の障害者支援施設等に入所したような場合は、入所に切り替えた日について、短期入所サービス費は算定しません。		報酬留意事項通知第2・2(7)(5)
2 加算等の端数処理等	加減算が必要となる所定単位数の算定に当たり小数点以下の端数が生じた場合、そのつど四捨五入し整数値にして計算していますか。 ※ 単位数算定の際の端数処理 単位数の算定については、基本となる単位数に加減算の計算（何らかの割合を乗ずる計算に限る。）を行う度に、小数点以下の端数処理（四捨五入）を行っていくこととします。つまり、絶えず整数値に割合を乗じていく計算になります。 この計算の後、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準等の一部を改正する告示（令和3年厚生労働省告示第87号）附則第14条に規定する単位数の計算を行う場合も、小数点以下の端数処理（四捨五入）を行うが、小数点以下の端数処理の結果、上乗せされる単位数が1単位に満たない場合は、1単位に切り上げて算定します。 ただし、特定事業所加算、特別地域加算、福祉・介護職員等処遇改善加算、福祉・介護職員等特定処遇改善加算、福祉・介護職員処遇改善特別加算及び同一建物減算を算定する場合については、対象となる単位数の合計に当該加減算の割合を乗じて、当該加減算の単位数を算定することとします。 ※ 金額換算の際の端数処理 算定された単位数から金額に換算する際に生ずる1円未満（小数点以下）の端数については「切り捨て」とします。	はい・いいえ	報酬留意事項通知第2・1(1)
3 大規模減算（単独型事業所のみ）	利用定員が20人以上であるとして市長に届け出た単独型事業所において、短期入所を行った場合には、定単位数の100分の90に相当する単位数を算定していますか。 ※ ただし、定員超過特例加算を算定している場合は算定しません。	はい・いいえ・該当なし	平18厚労告523別表第7・1注15の2
4 情報公表未報告減算	情報公表対象サービス等情報に係る報告を行っていない場合は、所定単位数の100分の5に相当する単位数を減算していますか。	はい・いいえ・該当なし	平18厚労告523別表第7・1注15の3
5 業務継続計画未策定減算	業務継続計画を策定し、当該計画に従い必要な措置を講じていない場合は、所定単位数の100分の1に相当する単位数を減算していますか。 ※令和7年3月31日までの間、「感染症の予防及びまん延防止のための指針の整備」及び「非常災害に関する具体的な計画」の策定を行っていない場合に減算を適用しません。	はい・いいえ・該当なし	平18厚労告523別表第7・1注15の4
6 身体拘束廃止未実施減算	身体拘束等の廃止・適正化のための取組が適切に行われていない場合、1日につき所定単位数の減算を行っていますか。 ※ 当該減算については、次の（一）から（四）に掲げる場合のいずれかに該当する事実が生じた場合であって、速やかに改善計画を都道府県知事に提出した後、事実が生じた月から3月後に改善計画に基づく改善状況を市長に報告することとし、事実が生じた月の翌月から改善が認められた月までの間にについて、利用者全員について所定単位数から減算することとします。これは、適正なサービスの提供を確保するための規定であり、指定障害福祉サービス事業所等は、身体拘束等の廃止を図るよう努めてください。なお、「事実が生じた」とは、運営基準を満たしていない状況が確認されたことを指すものです。 (一) 指定障害福祉サービス基準又は指定障害者支援施設基準の規定に基づき求められる身体拘束等に係る記録が行われていない場合。なお、施設等において身体拘束等が行われていた場合ではなく、記録が行われていない場合である点、緊急やむを得ない理由については、切迫性、非代替性、一時性の三つ	はい・いいえ・該当なし	平18厚労告523別表第7・1注15の5 報酬留意事項通知第2・1(14)

自主点検項目	自主点検のポイント	点検結果	根拠法令等
	<p>の要件全てを満たし、かつ、組織としてこれらの要件の確認等の手続きを行った旨を記録しなければならない点に留意すること。</p> <p>(二) 指定障害福祉サービス基準又は指定障害者支援施設基準の規定に基づき求められる身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（以下「身体拘束適正化検討委員会」という。）を定期的に開催していない場合、具体的には、1年に1回以上開催していない場合とします。</p> <p>なお、当該委員会については、事業所単位でなく、法人単位で設置・開催することを可能としています。また、虐待の防止のための対策を検討する委員会（以下「虐待防止委員会」という。）と関係する職種等が相互に関係が深いと認めることも可能であることから、虐待防止委員会と一体的に設置・運営すること（虐待防止委員会において、身体拘束等の適正化について検討する場合も含む。）をもって、当該委員会を開催しているとみなして差し支えない。また、委員会はテレビ電話装置等（リアルタイムでの画像を介したコミュニケーションが可能な機器をいう。以下同じ。）を活用して行うことができるものとする。ただし、障害のある者が参加する場合には、その障害の特性に応じた適切な配慮を行うこと。</p> <p>なお、個人情報保護委員会「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン」等を遵守すること。</p> <p>(三) 身体拘束等の適正化のための指針を整備していない場合。</p> <p>(四) 身体拘束等の適正化のための研修を定期的に実施していない場合、具体的には、研修を年1回以上実施していない場合。</p>		
7 虐待防止措置未実施減算	<p>虐待の防止のための取組が適切に行われていない場合は、所定単位数の100分の1に相当する単位数を減算していますか。</p> <p>(1) 虐待防止委員会を定期的に開催（1年に1回以上）していない場合。</p> <p>(2) 虐待の防止のための研修を定期的に実施（1年に1回以上）していない場合。</p> <p>(3) 虐待防止措置（虐待防止委員会の開催及び虐待の防止のための研修の実施）を適切に実施するための担当者を配置していない場合</p>	はい・いいえ・該当なし	平18厚労告523別表第7・1注15の6
8 共生型短期入所の福祉専門職員配置加算（共生型短期入所のみ）	<p>共生型短期入所事業所が指定基準の規定により配置することとされている従業者として常勤で配置されている従業者の総数のうち、社会福祉士、介護福祉士、精神保健福祉士又は公認心理師である従業者が一定の割合以上であり、地域に貢献する活動を行っているものとして市長に届け出た場合に、社会福祉士、介護福祉士、精神保健福祉士又は公認心理師の割合に応じて算定していますか。</p> <p>(1) 社会福祉士等の割合が100分の35 15単位 (2) 社会福祉士等の割合が100分の25 10単位</p> <p>※ 地域に貢献する活動は、「地域の交流の場（開放スペースや交流会等）の提供」、「認知症カフェ・食堂等の設置」、「地域住民が参加できるイベントやお祭り等の開催」、「地域のボランティアの受け入れや活動（保育所等における清掃活動等）の実施」、「協議会等を設けて地域住民が事業所の運営への参加」、「地域住民への健康相談教室・研修会」など、地域や多世代との関わりを持つためのものとするよう努めてください。</p>	はい・いいえ・該当なし	平18厚労告523別表第7・1注15の7 報酬留意事項通知第2・2(7)⑧
9 地域生活支援拠点	<p>(1) 地域生活支援拠点として位置づけられている事業所において、利用者に対し、短期入所又は共生型短期入所を行った場合に、当該指定短期入所等の利用を開始した日について、1日につき100単位を加算していますか。</p> <p>※ 運営規程において、事業所が市町村により地域生活支援拠点に位置付けられていることを規定してください。</p> <p>(2) 指定障害福祉サービス事業所等、医療機関、市町村、基幹相談支援センター、その他の関係機関との連携及び調整に従事する者を配置し、医療的ケア児者、重症心身障害児者または、行動関連項目合計点数が10点以上である者（障害児にあっては、強度行動障害判定基準表の点数の合計が20点以上であると市町村が認めた障害児）を支援した場合は、利用を開始した日について、更に所定単位数に200単位を加算していますか。</p>	はい・いいえ・該当なし はい・いいえ・該当なし	平18厚労告523別表第7・1注15の8 厚生労働大臣が定める施設基準（平成18年9月29日厚生労働省告示第551号）第7号ニ
10 定員超過利用減算	利用者の数が別に厚生労働大臣が定める基準に該当する場合に、所定単位数に100分の70を乗じて得た単位数を算定していますか。	はい・いいえ・該当なし	平18厚労告523別表第7・1注16

自主点検項目	自主点検のポイント	点検結果	根拠法令等
	<p><厚生労働大臣が定める基準></p> <p>利用者の数が次のいずれかに該当する場合</p> <p>① 過去3ヶ月間の利用者数の平均値が、利用定員の数に100分の105を乗じて得た数を超える場合 (例：1～3月の平均利用者数が基準を超過 → 4月の1ヶ月間、利用者全員につき減算)</p> <p>② 次のいずれかに該当する場合</p> <p>ア 利用定員が50人以下の事業所 1日の利用者数が、利用定員の数に100分の110を乗じて得た数を超える場合</p> <p>イ 利用定員が51人以上の事業所 1日の利用者数が、利用定員の数に当該利用定員の数から50を控除した数に100分の5を乗じて得た数に5を加えた数を加えて得た数を超える場合 (例：6月1日の利用者数が基準を超過 → 6月1日の利用者全員につき減算)</p> <p>※ 定員超過特例加算を算定している期間については、定員超過利用減算は適用されません。</p> <p>報酬留意事項通知第2・1(7)</p> <p>⑥ 利用者数の算定に当たっての留意事項</p> <p>次の(一)から(四)までに該当する利用者を利用者数から除くことができる</p> <p>(一) 身体障害者・知的障害者・児童福祉法の規定により市町村が行った措置に係る利用者</p> <p>(二) 「地域生活への移行が困難になった障害者及び離職した障害者の入所施設等への受入について」(平成18年4月3日付け障害発第0403004号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長通知)により定員の枠外として取り扱われる入所者</p> <p>(三) 災害等やむを得ない理由により定員の枠外として取り扱われる入所者</p> <p>(四) 一時的にアセスメントを受ける場合の就労移行支援の利用者</p>		<p>報酬留意事項通知第2・1(7) 平18厚労告550・第3号</p>
11 人員欠如減算	<p>従業者の員数が別に厚生労働大臣が定める基準に該当する場合に、次に掲げる所定単位数を乗じて算定していますか。</p> <p>厚生労働大臣が定める従業者の員数の基準</p> <p>指定基準により配置すべき従業者の員数を満たしていない場合</p> <p>(1) 減算が適用される月から3月末満の月：100分の70</p> <p>(2) 減算が適用される月から連続して3月以上の月 ：100分の50</p> <p>※ 減算が適用される月</p> <p>(1) 基準上必要な員数から1割を超えて欠如した場合 その翌月から人員欠如が解消されるに至った月まで、利用者全員について減算</p> <p>(2) 1割までの範囲内で欠如した場合 その翌々月から陣欠如が解消されるに至った月まで、利用者全員について減算</p> <p>※ 共生型障害福祉サービスについては、人員欠如による減算は行いません。</p>	はい・いいえ・該当なし	<p>平18厚労告523別表第7・1注16 平18厚労告548第3口</p> <p>報酬留意事項通知第2・1(8)④</p>
12 サービス相互の算定関係	<p>利用者が短期入所以外の障害福祉サービス又は障害児通所支援若しくは障害児入所支援を受けている間(1のイの(2)若しくは(4)、又はハの(4)、(5)若しくは(6)を算定する場合は除く。)は、短期入所サービスは算定していませんか。</p> <p>※ 日中活動サービスの報酬は、1日当たりの支援に係る費用を包括的に評価していることから、同一日に複数の日中活動サービス報酬を算定することはできません。</p>	はい・いいえ	<p>報酬留意事項通知第2・1(8)⑥ 平18厚労告523別表第7・1注17</p> <p>報酬留意事項通知第2・2(7)⑥</p>

自主点検項目	自主点検のポイント	点検結果	根拠法令等								
13 短期利用加算	<p>※ 上記括弧書きについては、同一日に他の日中活動サービスを利用する場合を想定して日中の時間帯を除くサービスを提供する場合に算定するものです。日中活動サービスについては、同一敷地内の日中活動はもとより、他の事業所の日中活動との組み合わせも認められます。</p> <p>利用開始日から起算して30日以内の期間について、1年間に通算して30日を限度として1日につき、30単位を加算していますか。</p> <p>※ 過去に利用実績のある利用者が、一定の期間が経過した後、再度利用する場合も算定可能です。</p> <p>※ 定期的に利用している場合であっても、連続30日を超えない限り算定可能です。 ただし、1年間に通算して30日を限度として算定してください。</p>	はい・いいえ・該当なし	平18厚労告523別表第7・2 報酬留意事項通知第2・2(7)⑩								
14 常勤看護職員等配置加算	<p>次の条件が該当しているものとして市に届出をしている場合には、1日につき所定単位数を算定していますか。</p> <table> <tbody> <tr> <td>イ 利用定員が6人以下</td> <td>10単位</td> </tr> <tr> <td>ロ 利用定員が7人以上12人以下</td> <td>8単位</td> </tr> <tr> <td>ハ 利用定員が13人以上17人以下</td> <td>6単位</td> </tr> <tr> <td>ニ 利用定員が18人以上</td> <td>4単位</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 当加算において、看護職員とは保健師又は看護師若しくは准看護師をいいます。</p> <p>※ 常勤換算方法で1以上配置している場合に算定可能です。</p> <p>※ 定員超過利用減算及び人員欠如減算に該当する場合は、算定できません。</p>	イ 利用定員が6人以下	10単位	ロ 利用定員が7人以上12人以下	8単位	ハ 利用定員が13人以上17人以下	6単位	ニ 利用定員が18人以上	4単位	はい・いいえ・該当なし 加算 イ・ロ・ハ・ニ・該当なし	平18厚労告523別表第7・2の2 報酬留意事項通知第2・2(7)⑪
イ 利用定員が6人以下	10単位										
ロ 利用定員が7人以上12人以下	8単位										
ハ 利用定員が13人以上17人以下	6単位										
ニ 利用定員が18人以上	4単位										
15 医療的ケア対応支援加算	<p>福祉型短期入所サービス費又は共生型短期入所（福祉型）サービス費を算定している指定短期入所事業所等において、看護職員を必要とされる数以上配置した上で、別にこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める者に対し、指定短期入所等を行った場合に、1日につき、120単位を加算していますか。</p> <p>〔厚生労働大臣が定める者並びにこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める者〕</p> <p>児童福祉法に基づく指定通所支援及び基準該当通所支援に要する費用の額の算定に関する基準（平成24年厚生労働省告示第122号）別表障害児通所給付費等単位表第1の1の表（「スコア表」という。）の項目の欄に掲げるいずれかの医療行為を必要とする者</p> <p>※ スコア表の項目</p> <p>(1)人工呼吸器の管理 (2)気管切開の管理 (3)鼻咽頭エアウェイの管理 (4)酸素療法 (5)吸引 (6)ネブライザーの管理 (7)経管栄養 (8)中心静脈カテーテルの管理 (9)皮下注射 (10)血糖測定 (11)継続する透析 (12)導尿 (13)排便管理 (14)痙攣時の坐剤挿入、吸引、酸素投与、迷走神経刺激装置の作動等の処置</p> <p>※ 看護職員は常勤、非常勤を問いません。</p>	はい・いいえ・該当なし	平18厚労告556・5の2 平18項漏刻523別表第7・2の3 報酬留意事項通知第2・2(7)⑫								
16 重度障害児・障害者対応支援加算	<p>福祉型強化短期入所サービス費又は共生型短期入所（福祉型強化）サービス費を算定している事業所において、区分5若しくは区分6又は障害児支援区分3に該当する利用者の数が、事業所の利用者の数に100分の50以上である場合に、1日につき、30単位を算定していますか。</p>	はい・いいえ・該当なし	平18厚労告523別表第7・2の4								
17 重度障害者支援加算	<p>イ 重度障害者支援加算（I） 50単位</p> <p>告示第8の1の注1に規定する利用者の支援の度合に相当する支援の度合にある者（=重度障害者等包括支援サービス費対象となる者）に対して短期入所等を行った場合、1日につき所定単位数を加算していますか。</p> <p>*医療型短期入所サービス費又は医療型特定短期入所サービス費を算定している場合は、加算できません。</p> <p>○ 重度障害者支援加算（I）が算定されている事業所において、こども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める施設基準（強度行動障害支援者養成研修（実践研修）課程を修了し、研修修了の証明書の交付を受けた者を1以上配置し、支援計画シート等を作成）に適合するものとして市長に届け出た事業所において、こども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める者（強度行動障害支援者養成研修（基礎研修）修了者若しくは重度訪問介護従業者養成研修行動障害支援課程修了者）が区分6（障害児にあっては、これに相</p>	はい・いいえ・該当なし はい・いいえ・該当なし はい・いいえ・該当なし	平18厚労告523別表第7・3								

自主点検項目	自主点検のポイント	点検結果	根拠法令等
	<p>当する支援の度合)に該当し、かつ、告示第8の1の注1の(2)に規定する利用者の支援の度合にある者に対し、短期入所等を行った場合に1日につき所定単位数に100単位を加算していますか。</p> <p>また、中核的人材研修修了者を1以上配置し、当該者又は当該者から適切な助言及び指導を受けた実践研修修了者が作成した支援計画に基づき、行動関連項目が18点以上である障害者又はこれに準ずる者に対し短期入所等を行った場合は、更に50単位を加算していますか。</p> <p>□ 重度障害者支援加算（II） 30単位 区分4以上（障害児にあっては、これに相当する支援の度合）に該当し、かつ、告示第8の1の注1の(2)に規定する度合にある者に対して短期入所等を行った場合、1日につき所定単位数を加算していますか。 *重度障害者支援加算（I）を算定している場合は、加算できません。</p> <p>○ 重度障害者支援加算（II）が算定されている事業所において、こども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める施設基準（強度行動障害支援者養成研修（実践研修）課程を修了し、研修修了の証明書の交付を受けた者を1以上配置し、支援計画シート等を作成）に適合するものとして市長に届け出た事業所において、こども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める者（強度行動障害支援者養成研修（基礎研修）修了者若しくは重度訪問介護従業者養成研修修動障害支援課程修了者）が区分4以上（障害児にあっては、これに相当する支援の度合）に該当し、かつ、告示第8の1の注1の(2)に規定する利用者の支援の度合にある者に対し、短期入所等を行った場合に1日につき所定単位数に70単位を加算していますか。</p> <p>また、中核的人材研修修了者を1以上配置し、当該者又は当該者から適切な助言及び指導を受けた実践研修修了者が作成した支援計画に基づき短期入所等を行った場合は更に50単位を加算していますか。</p>	はい・いいえ・該当なし	
18 単独型加算	<p>(1) 単独型事業所において、短期入所を行った場合に1日につき、320単位を加算していますか。 ただし、この場合において1のロの医療型短期入所サービス費又は1のハの医療型特定短期入所サービス費を算定している場合は算定できません。</p> <p>(2) 単独型事業所において、1のイの(2)福祉型短期入所サービス費(II)、(4)の福祉型短期入所サービス費(IV)、(6)の福祉型強化短期入所サービス費(II)又は(8)の福祉型強化短期入所サービス費(IV)の算定対象となる利用者に対して、入所した日及び退所した日以外の日において、18時間を超えて利用者に対する支援を行った場合に、当該利用者について更に100単位を加算していますか。</p> <p>* ただし、基準第115条第3項第1号に定める単独型事業所については、同一敷地内の日中活動系サービス（別法人の場合は除く。）を利用した日については算定できません。</p>	はい・いいえ・該当なし	平18厚労告523別表第7・4注1
19 医療連携体制加算	<p>イ 医療連携体制加算（I） 32単位 医療機関等との連携により、看護職員を事業所に訪問させ、当該看護職員が利用者に対して1時間未満の看護を行った場合に、看護を受けた利用者に対し、1回の訪問につき8人の利用者を限度として、1日につき所定単位数を算定していますか。</p> <p>ただし、福祉型強化短期入所サービス費、福祉型強化特定短期入所サービス費、医療型短期入所サービス費、医療型特定短期入所サービス費若しくは共生型短期入所（福祉型強化）サービス費の算定対象となる利用者又は指定生活介護等若しくは指定自立訓練（機能訓練）等を行う指定障害者支援施設等において指定短期入を行う場合の利用者（以下「福祉型強化短期入所サービス等利用者」という。）については、算定できません。</p> <p>ロ 医療連携体制加算（II） 63単位 医療機関等との連携により、看護職員を事業所に訪問させ、当該看護職員が利用者に対し、1時間以上2時間未満の看護を行った場合に、当該看護を受けた利用者に対し、1回の訪問につき8名の利用者を限度として、1日につき所定単位数を算定していますか。</p> <p>ただし、「福祉型強化短期入所サービス等利用者」については</p>	はい・いいえ・該当なし	平18厚労告523別表第7・5

自主点検項目	自主点検のポイント	点検結果	根拠法令等
	算定できません。		
ハ 医療連携体制加算（Ⅲ）	125単位 医療機関等との連携により、看護職員を事業所に訪問させ、当該看護職員が利用者に対して2時間以上の看護を行った場合に、当該看護を受けた利用者に対し、1回の訪問につき8人の利用者を限度して、1日につき所定単位数を加算していますか。	はい・いいえ・該当なし	平18厚労告523別表第7・5注3
ニ 医療連携体制加算（Ⅳ）	960単位 (1) 看護を受けた利用者が1人 600単位 (2) 看護を受けた利用者が2人 480単位 (3) 看護を受けた利用者が3人以上8人以下 医療機関等との連携により、看護職員を事業所に訪問させ、当該看護職員が別に厚生労働大臣が定める者に対して4時間未満の看護を行った場合に、当該看護を受けた利用者に対し、1回の訪問につき8人の利用者を限度して、1日につき所定単位数を加算していますか。 [別に厚生労働大臣が定める者] スコア表の項目の欄に掲げるいづれかの医療行為を必要とする状態である者又は医師意見書により医療が必要であるとされる者	はい・いいえ・該当なし	平18厚労告523別表第7・5注4
ホ 医療連携体制加算（V）	1,600単位 (1) 看護を受けた利用者が1人 960単位 (2) 看護を受けた利用者が2人 800単位 (3) 看護を受けた利用者が3人以上8人以下 医療機関等との連携により、看護職員を事業所に訪問させ、当該看護職員が別に厚生労働大臣が定める者に対して4時間以上の看護を行った場合に、当該看護を受けた利用者に対し、1回の訪問につき8人の利用者を限度して、1日につき所定単位数を加算していますか。 [別に厚生労働大臣が定める者] スコア表の項目の欄に掲げるいづれかの医療行為を必要とする状態である者又は医師意見書により医療が必要であるとされる者	はい・いいえ・該当なし	平18厚労告523別表第7・5注5
ヘ 医療連携体制加算（VI）	2,000単位 (1) 看護を受けた利用者が1人 1,500卖位 (2) 看護を受けた利用者が2人 1,000卖位 (3) 看護を受けた利用者が3人 医療機関等との連携により、看護職員を事業所に訪問させ、当該看護職員が別に厚生労働大臣が定める者に対して8時間以上の看護を行った場合に、当該看護を受けた利用者に対し、1回の訪問につき3人の利用者を限度して、1日につき所定単位数を加算していますか。 ただし、「福祉型強化短期入所サービス等利用者」又は「ハ」を算定している場合については算定できません。	はい・いいえ・該当なし	平18厚労告523別表第7・5注6
ト 医療連携体制加算（VII）	500卖位 医療機関等との連携により、看護職員を事業所に訪問させ、当該看護職員が認定特定業務従事者に喀痰吸引等に係る指導を行った場合に、当該看護職員1人に対し、1日につき所定単位数を加算していますか。	はい・いいえ・該当なし	平18厚労告523別表第7・5注7
チ 医療連携体制加算（VIII）	100卖位 喀痰吸引等が必要な者に対して、認定特定業務従事者が、喀痰吸引等を行った場合に、1回の訪問につき100卖位を加算しますか。	はい・いいえ・該当なし	平18厚労告523別表第7・5注8

自主点検項目	自主点検のポイント	点検結果	根拠法令等
	<p>吸引等を行った場合に、1日につき所定単位数を加算しています。</p> <p>ただし、福祉型強化短期入所サービス費、医療型短期入所サービス費又は医療型特定短期入所サービス費を算定対象となる利用者、又は、イからへまでのいずれかを算定している利用者については算定できません。</p> <p>リ 医療連携体制加算（IX） 39単位 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合するものとして市長に届け出た事業所において、短期入所を行った場合に、1日につき所定単位数を加算していますか。</p> <p>ただし、「福祉型強化短期入所サービス等利用者」については算定できません。</p> <p>※ 厚生労働大臣が定める施設基準</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 看護師（准看護師は認められない。）を1名以上確保していること。 ② 看護師により24時間連絡できる体制を確保していること。 ③ 重度化した場合の対応に係る指針を定め、入居の際に、入居者又はその家族等に対して、当該指針の内容を説明し、同意を得ていること。 <p>※ 医療連携体制加算（I）から（VIII）は、医療機関等との連携により、看護職員を短期入所事業所等に訪問させ当該看護職員が障害者に対して看護の提供又は認定特定行為業務従事者に対し喀痰吸引等に係る指導を行った場合に評価を行うものです。</p> <p>※ 短期入所事業所等は、あらかじめ医療連携体制加算に係る業務について医療機関等と委託契約を締結し、障害者に対する看護の提供又は認定特定行為業務従事者に対する喀痰吸引等に係る指導に必要な費用を医療機関に支払うこととします。このサービスは短期入所事業所等として行うものですので、当該利用者の主治医から看護の提供又は喀痰吸引等に係る指導等に関する指示を受けてください。</p> <p>この場合の指示については、利用者ごとに受けととともに、その内容を書面で残してください。なお、当該利用者の主治医以外の医師が主治医と十分に利用者に関する情報共有を行い、必要な指示を行うことができる場合に限り、主治医以外の医師の指示であっても差し支えありません。</p> <p>看護の提供においては、当該利用者の主治医の指示で受けた具体的な看護内容等を個別支援計画等に記載してください。また、当該利用者の主治医に対し、定期的に看護の提供状況等を報告してください。</p> <p>※ 看護師の配置については、同一法人の他の施設に勤務する看護師を活用する場合は、併任する職員として配置することも可能です。</p> <p>※ 看護の提供又は喀痰吸引等に係る指導上必要となる衛生材料、医薬品等の費用は指定短期入所事業所等が負担するものとします。なお、医薬品等が医療保険の算定対象となる場合は、適正な診療報酬を請求してください。（「特別養護老人ホーム等における療養の給付の取扱いについて」（平成18年3月31日付け保医発第0331002号厚生労働省保険局医療課長通知）を参照してください。）</p> <p>※ 医療連携体制加算（I）から（V）について、看護職員1人が看護することが可能な利用者数は、以下アからウにより取り扱ってください。</p> <ul style="list-style-type: none"> ア 医療連携体制加算（I）から（III）における取扱い 医療連携体制加算（I）から（III）を算定する利用者全体で8人を限度とすること。 イ 医療連携体制加算（IV）及び（V）における取扱い 医療連携体制加算（IV）及び（V）を算定する利用者全体で8人を限度とすること。 ウ ア及びイの利用者数について、それぞれについて8人を限 	該当なし はい・いいえ・該当なし	「」注〇 平18厚労告523別表第7・5注9 厚生労働大臣が定める施設基準(平成18厚労告第551号) 七・ホ 報酬留意事項通知第2・2(7)⑯ (一) 報酬留意事項通知第2・2(7)⑯ (一) ア 報酬留意事項通知第2・2(7)⑯ (一) イ 報酬留意事項通知第2・2(7)⑯ (一) ヴ 報酬留意事項通知第2・2(7)⑯ (一) エ 報酬留意事項通知第2・2(7)⑯ (二)

自主点検項目	自主点検のポイント	点検結果	根拠法令等
	<p>度に算定可能であること。</p> <p>※ 医療連携体制加算(Ⅵ)について、看護職員1人が看護することが可能な利用者数は、医療連携体制加算(Ⅴ)又は(Ⅵ)を算定する利用者を合算して3人を限度としてください。なお、医療連携体制加算(Ⅰ)から(Ⅳ)に該当する利用者に対する看護は認められません。</p> <p>※ 医療連携体制加算(Ⅳ)から(Ⅵ)における看護の提供時間は、看護職員の訪問時間を看護の提供時間として取り扱うものであり、また、この訪問時間は連続した時間である必要はなく、1日における訪問時間を合算したものです。</p> <p>※ 医療連携体制加算(IX)については、3の(8)(共同生活援助サービス費)の⑨の医療連携体制加算(Ⅶ)の規定を準用します。ただし、看護師1人につき、算定可能な利用者数は20人を上限とする取扱いについては適用しません。</p> <p style="text-align: center;">〔共同生活援助サービス費の医療連携体制加算(Ⅶ)の規定〕</p> <p>医療連携体制加算(Ⅶ)については、環境の変化に影響を受けやすい障害者が、可能な限り継続して指定共同生活援助事業所等で生活を継続できるように、日常的な健康管理を行ったり、医療ニーズが必要となった場合に適切な対応がとれる等の体制を整備している事業所を評価するものです。</p> <p>したがって、事業所が行うべき具体的なサービスとしては、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・利用者に対する日常的な健康管理 ・通常時及び特に利用者の状態悪化時における医療機関（主治医）との連絡・調整 <p>等を想定していて、これらの業務を行うために必要な勤務時間を確保することが必要です。</p> <p>また、適切な支援を行うために必要な数の人員を確保する観点から、看護師1人につき、算定可能な利用者数は20人を上限とします。</p> <p>なお、医療連携体制加算の算定要件である「重度化した場合における対応に係る指針」に盛り込むべき項目としては、例えば、①急性期における医師や医療機関との連携体制、②入院期間中における指定共同生活援助等における家賃や食材料費の取扱いなどが考えられます。</p>		報酬留意事項通知第2・2(7)⑯(三)
			報酬留意事項通知第2・2(7)⑯(四)
			報酬留意事項通知第2・2(7)⑯(五)
			報酬留意事項通知第2・3(8)⑨
20 栄養士配置加算	<p>下記基準のいずれにも適合するものとして市長に届け出た事業所について、1日につき所定単位数を加算していますか。</p> <p>イ 栄養士配置加算(Ⅰ) 22単位</p> <p>① 常勤の管理栄養士又は栄養士を1名以上配置していること。</p> <p>② 利用者の日常生活状況、嗜好等を把握し、安全で衛生に留意し適切な食事管理を行っていること。</p> <p>ロ 栄養士配置加算(Ⅱ) 12単位</p> <p>① 管理栄養士又は栄養士を1名以上配置していること。</p> <p>② 利用者の日常生活状況、嗜好等を把握し、安全で衛生に留意し適切な食事管理を行っていること。</p> <p>※ 調理業務委託先にのみ管理栄養士等が配置されている場合は、栄養士配置加算(Ⅰ)は算定できません。ただし、併設事業所にあっては本体施設において、加算を算定していかなければ(Ⅰ)を、常勤の加算を算定していかなければ(Ⅱ)を算定することができます。</p>	<p>はい・いいえ・該当なし</p> <p>加算</p> <p>I・II</p>	平18厚労告523別表第7・6
21 利用者負担上限額管理加算	<p>事業者が利用者負担額合計額の管理を行った場合に、1月につき150単位を算定していますか。</p> <p>※ 「利用者負担額合計額の管理を行った場合」とは、利用者が、利用者負担合計額の管理を行う事業所等以外の障害福祉サービスを受けた際に、上限額管理を行った事業所等が当該利用者の負担額合計額の管理を行った場合をいいます。なお、負担額が負担上限額を実際に超えているか否かは算定の条件としません。</p>		報酬留意事項通知第2・2(7)⑰
22 食事提供体制加算	<p>低所得者等であって個別支援計画により食事の提供を行うこととなっている利用者（障害者支援施設に入所する者を除く）に対して、事業所等に従事する調理員による食事の提供であることを受け調理業務</p>	<p>はい・いいえ・該当なし</p>	平18厚労告523別表第7・7
			準用（報酬留意事項通知第2・2(1)⑲）
			平18厚労告523別表第7・8

自主点検項目	自主点検のポイント	点検結果	根拠法令等
	<p>を第三者に委託しているなど当該事業所等の責任において食事提供のための体制を整えているものとして市長に届け出た事業所等において、次の(1)から(3)のいずれにも適合する食事の提供を行った場合に、令和9年3月31日までの間、1日につき48単位を加算していますか。</p> <p>(1) 当該事業所の従業者として、又は外部との連携により、管理栄養士又は栄養士が食事の提供に係る献立を確認していること。</p> <p>(2) 食事の提供を行った場合に利用者ごとの摂食量を記録していること。</p> <p>(3) 利用者ごとの体重又はBMIをおおむね6月に1回記録していること。</p> <p>※ 令和6年9月30日までの間、「次の(1)から(3)のいずれにも」とあるのは、「次の(2)及び(3)のいずれにも」とする。</p> <p>※ 原則として当該施設内の調理室を使用して調理した場合に算定するものですが、食事の提供に関する業務を当該施設の最終的責任の下で第三者に委託することは差し支えありません。</p> <p>※ 施設外で調理されたものを提供する場合（クックチル、クックフリーズ、クックサーブ又は真空調理（真空パック）法により調理を行う過程において急速冷凍したものを再度加熱して提供するものに限る）、運搬手段等について衛生上適切な措置がなされているものは、施設外で調理し搬入する方法も認められます。</p> <p>※ 単に出前や市販の弁当を購入し、利用者に提供する方法は加算の対象にはなりません。</p> <p>※ 短期入所において、1日に複数回食事の提供をした場合（複数の隣接事業所等において食事の提供をした場合を含む。）の取扱いについては、当該加算がその食事を提供する体制に係るものであることから、複数回分の算定はできません。ただし、食材料費については、複数食分を利用者から徴収して差し支えありません。 (この場合における「隣接事業所等」とは、隣接若しくは近接する敷地における短期入所事業所、(外部サービス利用型)共同生活援助事業所、障害者支援施設等であって相互に職員の兼務や設備の共用等が行われているものをいう。)</p>		<p>準用（報酬留意事項通知第2・2(6)⑯）</p> <p>報酬留意事項通知第2・2(7)⑯</p>
23 緊急短期入所受入加算	<p>緊急に短期入所を受ける必要がある者に対し、居宅においてその介護行う者の急病等の理由により、短期入所を緊急に行った場合に、その日から起算して7日（利用者の日常生活上の世話をを行う家族の疾病等やむを得ない事情がある場合は14日）を限度として、1日につき所定単位数を加算していますか。</p> <p>イ 緊急短期入所受入加算（I） 270単位 福祉型短期入所サービス費又は共生型短期入所サービス費を算定している場合</p> <p>ロ 緊急短期入所受入加算（II） 500単位 医療型（特定）短期入所サービス費を算定している場合</p> <p>※ 緊急短期入所受入加算（I）の取扱いについて</p> <ul style="list-style-type: none"> 本加算は、緊急利用者を受け入れたときに、当該緊急利用者のみ加算します。 「緊急利用者」とは、介護を行なう者が疾病にかかっていることその他やむを得ない理由により居宅で介護を受けることができない、かつ、利用を開始した日の前々日、前日又は当日に当該事業所に対し利用の連絡があった場合の利用者をいいます。なお、新規の利用者に限られるものではなく、既に当該事業所で緊急短期入所受入加算の算定実績のある利用者も算定対象となるものです。 緊急利用した者に関する利用の理由、期間、緊急受入れ後の対応などの事項を記録しておいてください。 既に緊急利用者を受け入れているために緊急の利用を希望している者を受け入れることが困難な場合は、利用希望者に対し、別の事業所を紹介するなど適切な対応を行ってください。 本加算の算定対象期間は原則として7日以内とします。ただし、利用者の介護を行なう家族等の疾病が当初の想定を超えて長期間に及んだことにより在宅への復帰が困難となったこと等やむを得ない事情により、7日以内に適切な方策が立てられない場合には、その状況を記録した上で14日を限度に引き続き加算を算定するこ 	<p>はい・いいえ・該当なし</p> <p>加算</p> <p>I・II</p>	<p>平18厚労告523別表第7・9</p> <p>平18厚労告556第6号</p> <p>報酬留意事項通知第2・2(7)⑯（一）ア</p> <p>報酬留意事項通知第2・2(7)⑯（一）イ</p> <p>報酬留意事項通知第2・2(7)⑯（一）ウ</p> <p>報酬留意事項通知第2・2(7)⑯（一）エ</p> <p>報酬留意事項通知第2・2(7)⑯（一）オ</p>

自主点検項目	自主点検のポイント	点検結果	根拠法令等
	<p>とができます。その場合でめつても、利用者負担軽減に配慮する観点から、機械的に加算算定を継続するのではなく、隨時、適切なアセスメントによる代替手段の確保等について、十分に検討してください。</p> <p>※ 緊急短期入所受入加算（II）の取扱いについて</p> <ul style="list-style-type: none"> 緊急短期入所受入加算（II）は、介護を行う者が疾病にかかっていることその他やむを得ない理由により短期入所が必要となった場合であって、かつ、利用を開始した日の前々日、前日、又は当日に当該事業所に対し利用の連絡があった場合に算定できます。 緊急に受け入れを行った事業所については、当該利用者が速やかに居宅における生活に復帰できるよう、一般相談支援事業所、特定相談支援事業所又は障害児相談支援事業所と密接な連携を行い、相談してください。 緊急利用した者に関する利用の理由、期間、緊急受け入れ後の対応などの事項を記録してください。 緊急受け入れに対応するため、一般相談支援事業所、特定相談支援事業所又は障害児相談支援事業所や近隣の他事業所との情報共有に努め、緊急的な利用ニーズの調整を行うための窓口を明確化してください。また、空床の有効活用を図る観点から、当該事業所のホームページ又は基幹相談支援センターへの情報提供等により、空床情報を公表するよう努めてください。 		
24 定員超過特例加算	<p>緊急にサービスを受ける必要がある者に対し、居宅においてその介護を行う者の急病等の理由により、定員を超えてサービスを行った場合、10日を限度として1日につき50単位を加算していますか。</p> <p>※ 緊急利用者（介護を行う者が疾病にかかっていることその他やむを得ない理由により居宅で介護を受けることができない、かつ、利用を開始した日の前々日、前日又は当日に事業所に対し利用の連絡があった場合の利用者をいう。）を受け入れ、かつ、運営規程に定める利用定員を上回る利用者にサービスを行った場合に、利用者全員につき算定できます。</p> <p>なお、新規の利用者に限られるものではなく、既に当該事業所で定員超過特例加算の算定実績のある利用者も算定対象となります。</p> <p>※ 当該加算を算定している場合、定員超過減算及び大規模減算は適用しません。</p>	はい・いいえ・該当なし	報酬留意事項通知第2・2(7)②(二)ア 報酬留意事項通知第2・2(7)②(二)イ 報酬留意事項通知第2・2(7)②(二)ウ 報酬留意事項通知第2・2(7)②(二)エ 平18厚労告523別表第7・10
25 特別重度支援加算	<p>医療型短期入所サービス費又は医療型特定短期入所サービス費を算定している事業者が、別に厚生労働大臣が定める者に対して、短期入所を行った場合に、1日につき所定単位数を加算していますか。</p> <p>イ 特別重度支援加算（I） [別に厚生労働大臣が定める者] 平18厚労告556の別表のいずれかの項目に規定する状態が6か月以上継続する場合に、別表のそれぞれのスコアを合算し、25点以上である者</p> <p>ロ 特別重度支援加算（II） [別に厚生労働大臣が定める者] 平18厚労告556の別表のいずれかの項目に規定する状態が6か月以上継続する場合に、別表のそれぞれのスコアを合算し、10点以上である者</p> <p>※ ただし、イを算定している場合には、算定できません。</p> <p>ハ 特別重度支援加算（III） [別に厚生労働大臣が定める者] 平18厚労告556第八に掲げるいずれかの状態が一定の期間や頻度で継続していること。</p> <p>※ ただし、イ又はロを算定している場合には、算定できません。</p> <p>※ 特別重度支援加算の取扱いについては、報酬留意事項通知第2の2・2(7)②のとおりとしてください。</p>	はい・いいえ・該当なし 加算 I・II・III	報酬留意事項通知第2・2(7)② 平18厚労告523別表第7・11 平18厚労告556第7号 平18厚労告556第7の2号 平18厚労告556第8号
26 送迎加算	(1) 別に厚生労働大臣が定める送迎を実施しているものとして市長に届け出た障害者支援施設等において、利用者（施設入所者を除く）に対してその居宅等と短期入所事業所等との間の送迎を行った場合に、片道につき186単位を加算していますか。	はい・いいえ・該当なし	報酬留意事項通知第2・2(7)② 平18厚労告523別表第7・12

自主点検項目	自主点検のポイント	点検結果	根拠法令等
	<p>[厚生労働大臣が定める送迎] 短期入所事業所又は共生型短期入所の事業を行う事業所（以下「短期入所事業所等」）が、当該短期入所事業所等において行われる短期入所又は共生型短期入所の利用につき、利用者の送迎を行った場合であること。</p> <p>(2) 別に厚生労働大臣が定める送迎を実施している場合は、186単位の100分の70に相当する単位数を算定していますか。</p> <p>[厚生労働大臣が定める送迎] 短期入所事業所等において行われる短期入所等の利用につき、短期入所事業所等の所在する建物と同一の敷地内又は隣接する敷地内の建物との間で短期入所事業所等の利用者の送迎を行った場合であること。</p> <p>※ 送迎を外部事業者へ委託する場合も対象として差し支えありませんが、利用者へ直接公共交通機関の利用に係る費用を給付する場合等は対象となりません。</p>	はい・いいえ・該当なし	平24厚労告268第2号イ 平18厚労告523別表第7・12 平24厚労告268第2号ロ 報酬留意事項通知第2・2(7)②
27 日中活動支援加算	<p>次の(1)から(3)までの基準のいずれも満たすものとして市長に届け出た短期入所事業所において、日中活動実施計画が作成されている利用者に対して、短期入所を行った場合に、1日につき200単位を加算しています。</p> <p>ただし、この場合において、医療型短期入所サービス費又は医療型特定短期入所サービス費を算定していない場合は、加算できません。</p> <p>(1) 保育士、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士その他の職種の者（「保育士等」という。）が共同して、利用者ごとの日中活動実施計画を作成していること。</p> <p>(2) 利用者ごとの日中活動実施計画に従い保育士等が指定短期入所を行っているとともに、利用者の状態を定期的に記録していること。</p> <p>(3) 利用者ごとの日中活動実施計画の実施状況を定期的に評価し、必要に応じて当該計画を見直していること。</p> <p>※ 日中活動支援加算の取扱いについて</p> <p>(一) 医療型短期入所サービス費（I）、（II）若しくは（III）又は医療型特定短期入所サービス費（I）、（II）若しくは（III）を算定する場合であって、指定特定相談支援事業所又は指定障害児相談支援事業所の相談支援専門員と連携し、当該相談支援専門員が作成したサービス等利用計画又は障害児支援利用計画において、医療型短期入所事業所における日中活動の提供が必要とされた利用者について、（二）により作成される日中活動実施計画に基づき指定短期入所行う場合に算定可能とします。</p> <p>(二) 日中活動実施計画は、以下の手順で作成してください。</p> <p>ア 保育士、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士その他の職種の者（以下「保育士等」という。）が共同し、適切な方法により利用者について、その有する能力、その置かれている環境及び日常生活全般の状況等の評価を通じて利用者の希望する生活や課題等の把握を行い、適切な支援内容の検討をしてください。</p> <p>イ 保育士等が共同して検討するに当たっては、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとします。ただし、障害を有する者が参加する場合には、その障害の特性に応じた適切な配慮を行ってください。なお、個人情報保護委員会「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン」等を遵守してください。</p> <p>ウ 保育士等は、検討結果に基づき、利用者及びその家族の生活に対する意向、総合的な支援の方針、生活全般の質を向上させるための課題、指定短期入所の日中活動における活動目標及び留意事項等を記載した日中活動実施計画原案を作成してください。</p>	はい・いいえ・該当なし	平18厚労告523別表第7・13 報酬留意事項通知第2・2(7)④

自主点検項目	自主点検のポイント	点検結果	根拠法令等
	<p>専からなる会議を開催し、日中活動支援計画原案の内容について意見を求め、日中活動支援計画を作成してください。</p> <p>なお、作成した日中活動支援計画については、利用者又はその家族に説明し、その同意を得てください。会議は、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとします。</p> <p>ただし、障害を有する者が参加する場合には、その障害の特性に応じた適切な配慮を行ってください。なお、個人情報保護委員会「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン」等を遵守してください。</p> <p>エ 保育士等は、日中活動支援計画の作成後、当該計画の実施状況について記録した上で把握を行うとともに、定期的に評価し、必要に応じて当該計画の変更を行ってください。</p>		
28 医療型短期入所受入前支援加算	<p>イ 医療型短期入所受入前支援加算（Ⅰ） 1000単位 <input checked="" type="checkbox"/> ロ 医療型短期入所受入前支援加算（Ⅱ） 500単位</p> <p>医療型短期入所サービス費を算定している事業所であって、こども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものにおいて、指定短期入所等を行った場合に、当該短期入所等を開始した日について所定単位数を加算していますか。</p> <p>ただし、福祉型短期入所サービス費を算定している場合には、算定しません。</p> <p>○ こども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める施設基準 イ 医療型短期入所受入前支援加算（Ⅰ） ・当該指定短期事業所等の職員が、利用者について指定短期入所等を開始する日の前日までに、当該利用者の自宅等を訪問し、医療的ケアの手技等を確認していること。</p> <p>ロ 医療型短期入所受入前支援加算（Ⅱ） ・当該指定短期事業所等の職員が、利用者について指定短期入所等を開始する日の前日までに、テレビ電話装置その他の情報通信機器活用することにより、医療的ケアの手技等を確認していること。</p> <p>※ 医療型短期入所受入前支援加算の取扱いについて</p> <p>(一) 医療型短期入所受入前支援加算（Ⅰ）について、訪問の際には、実際に支援を行う予定の生活支援員も同行することが望ましいです。</p> <p>(二) 医療型短期入所受入前支援加算（Ⅰ）について、同一事業所においては一度限りの算定とするが、当該事業所を1年以上利用していない場合にはその限りではありません。</p> <p>(三) 医療型短期入所受入前支援加算（Ⅱ）について、利用前支援を情報通信機器を用いて行う場合においては、利用者の個人情報を情報通信機器等の画面上で取り扱う場合には、利用者又はその家族の同意を得てください。</p>	はい・いいえ・該当なし 加算 I・II・該当なし	平18厚労告523別表第7・13の2 平18厚労告551第7号 チ、リ 報酬留意事項通知第2・2(7)②
29 集中的支援加算	<p>イ 集中的支援加算（Ⅰ） 1000単位 <input checked="" type="checkbox"/> ロ 集中的支援加算（Ⅱ） 500単位</p> <p>こども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める者の状態が悪化した場合において、広域的支援人材を指定短期事業所等に訪問させ、又はテレビ電話装置等を活用して、当該広域的支援人材が中心となって集中的に支援を行ったときに、当該支援を開始した日の属する月から起算して3月以内の期間に限り1月に4回を限度として所定単位数を加算していますか。</p> <p>○ こども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める者</p>	はい・いいえ・該当なし 加算 I・II・該当なし	平18厚労告523別表第7・13の2 平18厚労告第556第1号

自主点検項目	自主点検のポイント	点検結果	根拠法令等
	<p>障害支援区分に係る市町村審査会による審査及び判定の基準等に関する命令（平成26年厚生労働省令第5号）第1条第1項に規定する障害支援区分認定調査の結果に基づき、同令別表第1における認定調査項目中「コミュニケーション」、「説明の理解」、「大声・奇声を出す」、「異食行動」、「多動・行動停止」、「不安定な行動」、「自らを傷つける行為」、「他人を傷つける行為」、「不適切な行為」、「突発的な行動」、及び「過食・反すう等」並びにてんかん発作（以下「行動関連項目」という。）について、別表第2に掲げる行動関連項目の欄の区分に応じ、その行動関連項目が見られる頻度等をそれぞれ同表の0点の欄から2点の欄までに当てはめて算出した点数の合計が10点以上である障害者又はこれに準ずるもの</p> <p>○ 集中的支援加算（I）について</p> <p>強度の行動障害を有する者の状態が悪化した場合に、高度な専門性を有する広域的支援人材を指定短期入所事業所に訪問させ、又はオンラインを活用して、当該者に対して集中的な支援を行った場合に算定するものであり、以下のとおり取り扱う。</p> <p>なお、広域的支援人材の認定及び加算取得の手続き等については、「状態の悪化した強度行動障害を有する児者への集中的支援の実施に係る事務手続等について」を参照すること。</p> <p>ア 本加算の算定は、加算の対象となる利用者に支援を行う時間帯に、広域的支援人材から訪問又はオンライン等を活用して助言援助等を受けた日に行われること。</p> <p>イ 集中的支援は以下に掲げる取組を行うこと。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・広域的支援人材が、加算の対象となる利用者及び指定短期入所事業所のアセスメントを行うこと。 ・広域的支援人材と指定短期入所事業所の従業者が共同して、当該者の状態及び状況の改善に向けた環境調整その他の必要な支援を短期間で集中的に実施するための計画（以下「集中的支援実施計画」という。）を作成すること。 ・指定短期入所事業所の従業者が、広域的支援人材の助言援助を受けながら、集中的支援実施計画、個別支援計画等に基づき支援を実施すること。 ・指定短期入所事業所が、広域的支援人材の訪問（オンラインの活用を含む。）を受け、当該者への支援が行われる日及び隨時に、当該広域的支援人材から、当該者の状況や支援内容の確認及び助言援助を受けること。 ・当該者への計画相談支援を行う指定計画相談支援事業所と緊密に連携すること。 <p>ウ 当該者の状況及び支援内容について記録を行うこと。</p> <p>エ 集中的支援を実施すること及びその内容について、利用者又はその家族に説明し、同意を得ること。</p> <p>オ 指定短期事業所は、広域的支援人材に対し、本加算を踏まえた適切な額の費用を支払うこと。</p> <p>○ 集中的支援加算（II）について</p> <p>一定の体制を備えているものとして県知事が認めた指定短期事業所において、集中的支援が必要な利用者を他の事業所から受け入れ、当該者に対して集中的支援を行った場合に算定するものであり、以下のとおり取り扱う。</p> <p>なお、本加算については、当該者が集中的支援を受けた後は、元の事業所等に戻ることを基本としているため、集中的支援の後に当該者が生活・利用する事業所等が確保されている必要がある。</p> <p>また、本加算を算定可能な指定短期入所事業所の要件や手続等については、「状態の悪化した強度行動障害を有する児者への集中的支援の実施に係る事務手続等について」を参照すること。</p> <p>ア 他の事業所等から、集中的支援が必要な利用者を受け入れること。受入に当たっては、広域的支援人材等から当該者の状況や特性等の情報を把握するとともに、当該情報及びアセスメントを踏まえて個別支援計画の作成等を行うこと。</p> <p>イ 指定短期入所事業所における実践研修修了者が中心となって、当該者への集中的支援を行うこと。集中的支援は以下に掲げる取組を行うこと。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・広域的支援人材の支援を受けながら、集中的支援加算 	○フク 報酬留意事項通知第2・2(7)⑥	

自主点検項目	自主点検のポイント	点検結果	根拠法令等
30 福祉・介護職員等処遇改善加算	<p>(I) イに規定する取組及び重度障害者支援加算の算定要件に適合する支援を行うこと。この場合において、集中的支援加算（I）の算定が可能であること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・集中的支援実施計画において、当該者が集中的支援の後に生活・利用する予定の事業所等への支援の方針（当該者の状況等の共有、環境調整等の助言援助及び集中的支援終了時の引継ぎ等）を記載し、これに基づき当該事業所等への支援を広域的支援人材と連携して実施すること。 <p>ウ 当該者の状況及び支援内容について記録を行うこと。</p> <p>エ 集中的支援を実施すること及びその内容について、利用者又はその家族に説明し、同意を得ること。</p> <p>別に厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして市長に届け出た事業所が、利用者に対し、サービスを行った場合には、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算していますか。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあっては、次に掲げる他の加算は算定できません。</p> <p>イ 福祉・介護職員等処遇改善加算（I） 算出した単位数の1000分の159に相当する単位数</p> <p>ロ 福祉・介護職員等処遇改善加算（III） 算出した単位数の1000分の138に相当する単位数</p> <p>ハ 福祉・介護職員等処遇改善加算（IV） 算出した単位数の1000分の115に相当する単位数</p> <p>○ 厚生労働大臣が定める基準</p> <p>イ 福祉・介護職員等処遇改善加算（I） 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。</p> <p>(1) 福祉・介護職員その他の職員の賃金について、次に掲げる基準のいずれにも適合し、かつ、賃金改善に関する計画を策定し、適切な措置を講じていること。</p> <p>(一) 当該指定居宅介護事業所等が仮に福祉・介護職員等処遇改善加算（IV）を算定した場合に算定することが見込まれる額の2分の1以上を基本給又は決まって毎月支払われる手当に充てるものであること。</p> <p>(二) 当該指定居宅介護事業所等において、介護福祉士、社会福祉士、精神保健福祉士又は保育士のいずれかの資格を保有する者、心理指導担当職員（公認心理師を含む。）、サービス管理責任者、児童発達支援管理責任者、サービス提供責任者その他研修等により専門的な技能を有すると認められる職員のいずれかに該当する者であって、経験及び技能を有する障害福祉人材と認められるもののうち一人は、賃金改善後の賃金の見込額が年額440万円以上であること。ただし、福祉・介護職員等処遇改善加算の算定見込額が少額であることその他の理由により、当該賃金改善が困難である場合はこの限りでないこと。</p> <p>(2) 福祉・介護職員等処遇改善計画を作成し、全ての職員に周知し、市長に届け出ていること。</p> <p>(3) 福祉・介護職員等処遇改善加算の算定額に相当する賃金改善を実施すること。</p> <p>(4) 事業年度ごとに当該指定居宅介護事業所等の職員の処遇改善に関する実績を市長に報告すること。</p> <p>(5) 前12月間において労働関係法令に違反し、罰金以上の刑に処せられていないこと。</p> <p>(6) 労働保険料の納付が適正に行われていること。</p> <p>(7) 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。</p> <p>(一) 職員の任用の際における職責又は職務内容等の要件を定めていること。</p> <p>(二) (一)の要件について書面をもって作成し、全ての福祉・介護職員に周知していること。</p>	<p>はい・いいえ・該当なし 加算 I・III・IV</p>	平18厚労告523別表第7・14 平18厚労告543第41号（準用第2号）

自主点検項目	自主点検のポイント	点検結果	根拠法令等
	<p>(三) 職員の資質の向上に関する計画を策定し、計画に係る研修を実施していること。</p> <p>(四) (三)について、全ての福祉・介護職員に周知していること。</p> <p>(五) 職員の経験や資格等に応じて昇給する仕組み又は定期昇給の仕組みを設けていること。</p> <p>(六) (五)の要件について書面をもって作成し、全ての職員に周知していること。</p> <p>(8) (2)の届出に係る計画の期間中に実施する当該指定居宅介護事業所等の職員の処遇改善の内容（賃金改善に関するものを除く。）及び当該指定居宅介護事業所等の職員の処遇改善に要する費用の見込額を全ての職員に周知していること。</p> <p>(9) (8)の処遇改善の内容等について、インターネットの利用その他の適切な方法により公表していること。</p> <p>□ 福祉・介護職員等処遇改善加算(III) イの(1)の(一)及び(2)から(8)までに掲げる基準のいずれにも適合すること。</p> <p>△ 福祉・介護職員等処遇改善加算(IV) イの(1)の(一)、(2)から(6)まで、(7)の(一)から(四)まで及び(8)に掲げる基準のいずれにも適合すること。</p>		